

〔巻頭言〕

学科研究紀要の存在意義

社会福祉学科長

岡 知史

上智大学社会福祉学科の学科長の重要な仕事の一つが、この研究紀要の巻頭言の執筆である。学科長1年目には「変わってきた紀要論文の読まれ方」(岡, 2016)、2年目には「紀要論文の学問的意義」(岡, 2017)と題して、それを書いた。それほど研究紀要とは何かという問題意識が私にはあった。ややしつこいようだが、再度これについて書かせていただきたいと思う。

上記の巻頭言で私が引用したのは、科学技術・学術審議会による「紀要」についての以下の「解説」であった。

大学・研究機関等において、学部、学科、専攻などの単位で刊行される学術雑誌。著者のほとんどがその大学に所属する研究者もしくは卒業生であり、刊行費用も大学が負担することが多く、大学図書館間の寄贈・交換によって流通する。(分野によっては非常に評価の高い雑誌も存在するが、レフェリー制のある学術雑誌よりは評価が低く見られることが多い。)(文部科学省, 2006)

「レフェリー制のある学術雑誌よりは評価が低く見られることが多い」という最後の一節が、どうにもひっかかるのだが、「紀要についての批判的言説は過去から多く存在している」(竹内, 2012, p. 74)ので意外なことではない。一方、近年、多くの紀要は「発行する大学(主にその図書館)がリポジトリで公開することが原則となり、オープンアクセス化が進んだ」(高橋, 2022, p. 142)ため、紀要に対する従来の否定的な印象は大きく変わりつつあるとも言える。

そこで今後の紀要のあり方、特に本学科の研究紀要である「上智社会福祉研究」の意義について、以下の3点を強調したいと思う。

まず、学会誌には掲載する論文について、全体の文字数だけではなく、さまざまな制限がある。たとえば、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿要領に第一に挙げられているルールには「投稿者は、共著者を含め、会員資格を得ていなければならない」とあるが(日本社会福祉学会, 2021)、これでは当事者とともに行う参加的リサーチの論文は掲載されない。また「研究目的、研究方法、研究結果、考察」という調査研究の発表のフォーマットに合わない、たとえば思想的な論考などは招待されないかぎりは学会誌に掲載されることもほとんどないだろう。紀要なら、そのような制限がなく、自由に書くことができる。

2点目は、上記のことと無関係ではないのだが、学会誌には、単一の学問の研究のために結成された学会の機関紙であることからくる限界がある。たとえば、複数の異なる学問にまたがる学際的な研究は、受け入れられないかもしれない。また、その研究手法が、その学会ではあまりに先進的であったり、稀にしか使われなかったりすると、学会内に適切な査読者や理解者がいないことになり、結果として学会誌に掲載されないという事態も考えられる。そんなときも紀要は貴重な発表の場となる。

最後に、学内紀要は「同じ大学で仕事をしている同僚と、研究を陰から支えてくれる事務職員に対して」（阿久津, 2021, p. 1）教員が、自らの研究成果を伝えるためのメディアであるということだ。本学社会福祉学科の教員の研究は、多くの異なる学問分野に広がっている。つまり全く違う学会に属していて（人事案件でもないかぎり）お互いの研究論文を読む機会はほとんどないし、論文が学会誌に出されたという情報を得ることすらない。だから、現に、私は今回ここに掲載された論文を拝読し、それぞれの教員がたいへん高いレベルの研究論文を提出されていることに驚くとともに、先生方の研究についてほとんど知らなかったことを恥ずかしながら告白しなければならなかった。

私が特に強調したいのは、この最後の点である。社会福祉士養成課程だけではなく、上智大学をめぐる状況がいま目まぐるしく変わりつつある。そのため学科は、特に学科教員は十分に話し合い、知恵を出し合って、学科の方向性を決めていくことが求められている。そのとき最も大事なものは、互いの異なる専門性を認め合い、敬意をもつことだと思う。マクロな視点から、メゾ・ミクロの視点までを含み、多様で異なる学問をバックグラウンドにもつ教員から構成されている社会福祉学科だからこそ互いに敬意をもつことが大切なのだ。

これこそが、私の心からの学科への願いであり、学科長退任にあたって私が書く最後の巻頭言の主旨としたい。

参考文献

- 阿久津洋巳 (2021) 「大学の紀要を取り巻く環境と役割」『新潟リハビリテーション大学紀要』 9(1), 1.
- 岡知史 (2016) 「変わってきた紀要論文の読まれ方」『上智大学社会福祉研究』 40, 1-2.
- 岡知史 (2017) 「紀要論文の学問的意義」『上智大学社会福祉研究』 41, 1-2.
- 高橋愛典 (2022) 「私、紀要の味方です：学術コミュニケーションの促進に向けて」『商経学叢』 66(3), 131-151.
- 竹内比呂也 (2012) 「大学紀要というメディア：限りなく透明に近いグレイ？」『情報の科学と技術』 62(2), 72-77.
- 日本社会福祉学会 (2021) 「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』 投稿要領」
https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/call_for_paper.pdf

文部科学省・科学技術学術審議会・学術分科会・研究環境基盤部会・学術情報基盤作業部会
(2006)『学術情報基盤の今後の在り方について（報告）：附属資料2用語解説』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1337942.htm
(2024年3月12日閲覧)

2024年3月

知的障害者から見た地域生活：

フォトボイス「くらしをパチリ調査」による人・場所とのつながり

笠原 千絵（社会福祉学科教授）

要約：本研究ではサービス受益者であり住民である知的障害者の立場から地域生活とインクルージョンの現状を検証するため、知的障害者とフォトボイス調査を行った。その結果、知的障害者のよく行く場所には、地域への愛着や誇り、自分の好みの反映、落ち着きや心の支え、存在と貢献など様々な意味があった。知的障害のある友人とのつながりが日々の安定した暮らしにつながり、職場の人との関係は差別やいじめはないものの肯定的ともいえず、近隣とのつながりは少なく、街中では職務として関わる人の出会いがあった。場所、人とのつながりには、情報と情報を得るためのサポート、安全な移動手段、自分を知っている人や困ったときに頼れる人や場所、出会いの機会と条件が影響していることが明らかになった。当事者とともにインクルーシブ社会の実現を目指すには、「地域に根差す人としての理解」「当事者の観点からの課題の相対化」「多様な人々との出会いを通して関係をつくる機会」が鍵となりうる。

キーワード：知的障害、地域生活、インクルージョン、フォトボイス化

わかりやすい版：

- ・ 誰にでも、地域で自分らしく暮らす権利があります。でも、知的障害のある人にとって、「地域」はどのようなものか、よくわかりませんでした。そこで、近所でよく行く場所や、よく会う人の写真をとって、みんなで話し合う「くらしをパチリ調査」をしました。その結果、次のことがわかりました。
- (1)よく行く場所には、①地元好きな場所や誇りに思う場所、②自分の好きなことができる場所、③落ち着ける場所、④自分が認められ、人のために何かできる場所、の4つがありました。
- (2)よく会う人とのつながりには、①会々と安心する同じ障害のある仲間、②仲が良くもわるくも無い職場の人、③つながりが薄い近所の人、④外出先で会う店員など、の4つがありました。
- (3)場所や人とのつながりの多い・少ないには、次の4つのある・なしが関係していました。それは、①情報と連絡の方法、②安全でわかりやすい移動の方法、③何かあったときに頼れる人や場所、④人に出会う機会です。
- ・ 知的障害のある人から見た地域には、いい点もわるい点もありました。どんな人も暮らしやすい地域にするためには、障害のある人の意見が大事です。

1 研究背景と視点

1.1 研究の背景

日本政府は2022年に国連障害者委員会による審査を受け、総括所見では第19条「自立した生活及び地域社会への包容」(インクルージョン)に関して厳しい勧告を受けた。第19条は障害者が地域社会で生活する権利を規定し、締約国にはその措置として、障害者が生活様式を選択機会を有し特定の生活施設で生活する義務を負わないこと、インクルージョンを促進し孤立と隔離を防ぐために必要なサービスへのアクセス保障、障害者のニーズに対応している一般住民向けのサービスや設備の確保を求める。また総括所見では多数の項目で日本政府に対し障害者団体との緊密な協議を求め、一般原則及び義務に関する箇所では特に、知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の必要性について触れている。ノーマライゼーション理念のもと、障害者の社会参加と地域生活を進める形で展開してきた日本の障害者福祉も、権利という観点からは課題が多く、真の意味でインクルーシブな取り組みとするには、障害者、障害者団体が参画する仕組のもとに進める必要がある。

一方、障害者福祉の領域に限らず、日本では生活困窮者支援や地域福祉の文脈で社会的排除とインクルージョンが論じられ、地域共生社会として政策化されている。2019(令和元)年の地域共生社会推進検討会最終とりまとめが示す『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる」包括的な地域や社会とは、一見障害者福祉の領域でいうインクルージョンと共通しているようである。しかし地域共生政策には批判も多く、茨木(2019)は、地域で生きる障害者や高齢者の位置づけ、社会的抑圧に関する省察が欠けると批判的に評価し、マイノリティと言われる人が地域社会で孤立する理由、その人たちが求める地域生活、その実現に向けた国の政策転換などの視点で考える必要があると問題提起する。

このような状況の中、支援対象とされることで住民としての側面が見過されがちな知的障害のある人たちは、地域での暮らしをどのようにとらえているのだろうか。また、保護者や支援者による代弁が中心で当事者の組織化が進まない中、本人たちの見解を理解するにはどのような方法を使えばいいのだろうか。本研究はノーマライゼーション、インクルージョン、共生といった地域生活を指向する障害者福祉がもたらした地域生活を、サービス受益者であり住民である障害者の立場から検証することを目的とする。中でも、排除を受けやすい知的障害者による地域の認識、就労に限定されない社会との関わりや、つながり方に焦点をあてる。リサーチクエスションは、知的障害者から見た地域における場所とのつながり、人とのつながり、場所や人とのつながりに影響を与えることの3点を明らかにすることである。

1.2 日本における先行研究

知的障害者の地域生活に関し、ノーマライゼーション理念に基づく脱施設化と地域移行の評価については、鈴木良による体系的な研究がある。まず欧米での脱施設化の評価視点は、当

初の「適応行動」や「行動障害」から、1980年代には「生活の質」、1990年代には生活の質の中でも「自己決定」に変化したものの、専門家や研究者による「ノーマル」の分析/診断は、個人的生活環境をめぐる多様で豊かな意味の矮小化に、機能主義的な理論的視座は、現実社会にある葛藤や対立、不平等な社会状況や権力関係の軽視につながった(鈴木2010:22-36)。そのため日本では当初より生活の質と環境の側面に焦点化し、本人の満足感を評価する研究が行われた。知的障害ゆえの調査上の問題、重度知的障害者の存在などを鑑みると、客観的評価が重要であるが、同時に本人の主観的解釈から「ノーマル」の意味を問い直すことが重要である(鈴木2013)。こうした状況をふまえ、コロニーからの地域移行を経験した知的障害者へのインタビューでは、地域移行後もコロニーと同様の生活と、居住場所に応じた職員からの自由の制約により「無力化の過程」が生じ、「特権体系」が再編成されることを明らかにした(鈴木2009)。

地域生活に必要なサービスや支援体制に関して、支援者や保護者を対象とする研究の蓄積が進む中、近年知的障害者本人を調査回答者とする研究が散見されるようになった。調査法にも着目すると、特別支援学校卒業後の生活実態については、進路である職場や余暇活動の現状に焦点をあてたアンケート調査(武蔵・水内 2009)、およびインタビュー調査(野波・三木2020)がある。また親元からの自立については、比較的小人数を対象とした研究として、インタビューによる「老障介護家庭」における自立の経験(福田 2018)、単一事例研究による親元からの一人暮らしにおける母と娘の内的変容(下尾2020)、インタビューをライフストーリーとして構成した地域生活の経験(青木2014)などがある。田中美恵子と望月隆之が実施した「知的障害者40人の『人生の岐路における選択』」(日本財団2023)は、当事者活動を支援している社会福祉法人を通じて、40人の知的障害者にインタビューを行った。アクションリサーチ的な要素を含むものとして、中高生の知的障害児と取り組んだ自立生活プログラムの開発(鳥海2017)、インクルーシブリサーチによる「しょうらいの暮らし調査」(笠原2020)がある。これらの研究は、地域生活の自立の側面に焦点をあて、身体障害者と異なり知的障害者の場合特に必要となる意思決定や自己決定について、当事者の経験から課題や必要な支援を明らかにするものである。

一方、成人の知的障害者のインクルージョンに関する研究は多くはなく、概説や上述した脱施設に関するもの、また地域における活動紹介が中心である。そのような中、西村愛は、居場所づくりの実践を通じた関係性の変容、とりわけ健常者の変化(西村2008)、居場所の閉鎖性という特質を打破するためのソーシャルワーク(西村2011)という観点からインクルージョンを論じている。

1.3 インクルーシブリサーチを用いた先行研究

多義的なインクルージョンについての知的障害者の経験や認識を理解するため、本人たちと行うインクルーシブリサーチでは、「場所」と「belong」をテーマにする研究が行われてい

る。いずれにも共通するのは、社会的に支配的な価値やライフスタイルを促進するインクルージョンのモラル的判断という側面が、これらの目標に達しない人の排除につながるという認識である。イギリスでは1997年に誕生した労働党政権がソーシャルインクルージョンを政策理念に掲げ、2001年に保健省が出した白書 *Valuing People* では、「社会的に最も排除されている」知的障害者に対し、権利、自立、選択、そしてインクルージョンを原則とした戦略を定めた。しかし Hall(2010)によれば、インクルージョン政策により、有給雇用や一人暮らしといった「普通」の社会活動が期待されたものの、就労経験の乏しさ、一人暮らしで経験した孤立や虐待、複雑な福祉手当制度、適切な支援の不足など、実際には肯定的な経験とは言い難く、当事者にとってのインクルージョンの新たなあり方が模索されるようになった(Hall2010)。

まず、健常者との交流や主流の空間への利用と参加がインクルージョンにつながるという仮定への批判から、インクルージョンの「場所」をより具体的、限定的にとらえる研究である。排除/包摂を空間的にとらえる人文地理学と、障害学やソーシャルワーク等の共同研究が多く、抽象的な「地域」をよりイメージしやすい「場所」に限定し、GPSの利用、フォトボイス、街中を移動しながらのインタビューなど、言語のみに頼らず、「その場」で行う方法を使うことで、知的障害者が参加しやすいという特徴がある。

場所に注目した研究からは、知的障害者が身近な生活圏内で、包摂と排除の両方を経験していることが分かる。まず「近所」におけるインクルージョンの要素には、①近所の魅力、②近隣住民との関わり、③周辺エリアでできる活動、④近所での役割やちょっとした仕事、⑤自律、⑥顔なじみがある(Overmars-Marx, Thomése and Meininger 2018)。日常的な場所で包摂と排除の空間は複雑に入り組み、排除の文脈における当事者のよりどころとして包摂的な空間が機能し、なかでも重要な当事者同士の支え合いは、障害者を対象とした閉鎖的空間ではなく、誰もが使う場であるパブなどで行われている(Power and Barlett 2018)。公的サービスを利用しない知的障害者が感じる地域生活の障壁には、不親切な住民や自由に使える金銭の不足以上に、地域での差別やいじめに抗するという現実的課題があり(例：地元でできること、初めての参加に必要な手助けを得ること、移動の安全性)、必要な支援は必ずしもサービスに関係せず(例：情報、アドボカシー、新しいことを始める機会)、地域には様々な改善点がある(例：「異なる人」の存在の理解、安全な場所に添付するステッカー、夜間の安全性の確保)(Mooney, Rafique and Tilly 2019)。人間関係を取り結ぶのが難しい都市部では、買い物や消費の場がインクルージョンの機会となりえる。知的障害者にとっては、買い物、特に飲食に関する消費が日課の重要な活動であり、買い物を通して①自律と責任、②社交性、③存在、参加、帰属といった様々な経験をしている(Wilton, Schormans and Marquis 2018)。これらの研究は、サービス受給資格の厳格化と、そこから必要に迫られるセルフアドボカシー活動を背景としていることもあり、知的障害者を対象とするサービスから離れた場で調査をすることにより、本人たちから見た地域とのつながりを明らかにすることに成功している。

もう一つは、インクルージョンの主観的側面に着目する belong に関する研究である。

Mahar, Cobigo and Stuart(2012) は、障害者によるサービス評価、とりわけインクルージョンの指標の一つとして belong に注目し、「共通の経験、信念、または個人的特質を基盤として築かれた、他者との相互関係から派生する価値と尊敬の主観的感情」と定義づける。belong の主題としてポジショナリティ、アイデンティティ、関係性、場所との関係、社会への貢献が、そして強みとして望ましいと考えられる解決策を外から押し付けるのではなく、個別性や本人の主観に焦点を当てることがあり、知的障害というレッテルを超えてその人が誰なのか、その人の歴史、重要なもの、場所、そしてその人の歴史を知ろうとすることがある (Strnadová, Johnson and Walmsley 2018)。belong の日本語訳としては「帰属感」「居場所」「つながり」に近いものの、インクルージョンの本来多面的な意味が、経済的な参加に矮小化されたことへの抵抗として着目されたという経緯からは、普遍的な共通理解を目指すより、当事者一人ひとりが自分の経験と照らし合わせて語る事が重要である (森口 2020)。

知的障害者とともに belong を明らかにしようとする調査も数多くある。Milner and Kelly(2009) は、belong を感じる場所の特徴として、①自分で選んだ活動があること、②自分を知る人の存在、③相互依存性と価値ある貢献、④参加への期待、⑤心理的な安全があるとした。belong のこうした特徴は以下の調査でも概ね共通し、加えて Strnadová, Johnson and Walmsley(2018) は、セルフアドボカシー活動への参加を偏見といじめという belong の障壁への対抗戦略としていること、Renwick et al.(2019) は社会規範と他者からの期待に影響を受ける belong に折り合いをつけるための交渉の必要性と、社会的に望ましいとされる活動への参加をインクルージョンとする西洋的な考えからの決別として belong を経験していること、Kaley et al.(2021) は 予算削減と受給資格の厳格化の中、地域の情報や意味ある選択肢を得る機会として、セルフアドボカシーグループやボランティアの機会が重要であることを明らかにした。このように、インクルージョンの主観的側面に注目することで、つながりや居場所を感じる場の数や種類ではなく、当事者にとっての意味や障壁が明らかとなる。また、場所に注目した研究同様、アイデンティティを保ち、厳しい状況下を切り抜くため、セルフアドボカシー活動が当事者にとって大きな意味をもつことが分かる。

2 研究方法

2.1 フォトボイス

本研究では、フォトボイスによりデータを取集した。フォトボイスは、写真を使ってコミュニティの課題を明らかにし、現状を改善するための方法として考案された調査法であり、力を持つ多数派ではない当事者の観点から現状を理解する、最も脆弱な立場に置かれた人の参加を可能にする、研究者や支援者には接近が難しい情報を収集する、コミュニティの弱みだけでなく強みも明らかにするといった観点から、コミュニティにおけるニーズアセスメントに適している (Wang1997)。手続きとしては概ね事前説明、写真撮影、写真についての話し合い、データの活用という流れで進め、参加者が撮影した写真の中から数枚を選び、写真の意味を

説明したり、グループで話し合ったり、個人にインタビューしたりする。ソーシャルワークの領域でも届けられにくい声や観点を可視化し、問題提起につなげるために使われ、日本での先行研究は少ないものの、外国にルーツをもつ子どものエンパワメント(武田 2013)、多文化保育のコンピテンシー育成(市川 2020)、東日本大震災で被災した女性の経験(Yoshihama and Yunomae 2018)などで使われている。システマティックレビューによると、知的障害の領域では31本の論文が査読付き論文として採用されている(Chinn and Balota 2023)。本研究では、知的障害者にもイメージしやすいよう、「くらしをパチリ調査」と呼ぶことにした。

2.2 参加者

本研究は、東京都内2つの区で実施し、10名の知的障害者が参加した。A区では、知的障害者の本人活動グループメンバー3名が参加した。筆者は足かけ10年この活動グループに関わっている。B区では、相談支援事業所を併設する障害者福祉センター、就労支援センター、余暇活動グループの協力を得て案内チラシを配布し、センター職員から関心がありそうな人に声をかけてもらった。参加条件はB区在住の知的障害者で、自分で参加したいと希望する人であり、手帳の有無や障害支援区分などは問わなかった。その結果、余暇活動グループを通じた協力依頼には5名、相談支援事業所を通じた協力依頼には4名の希望があった。体調不良による欠席および説明会参加後の辞退がそれぞれ1名あり、最終的にB区では7名が参加した。参加者の10名の概要として、年齢は20代と30代が各3名、40代が4名、仕事は一般就労と福祉的就労が各5名、移動時の支援は不要が5名、初めての場所など時々必要が2名、常時必要が2名であり、全員が家族と同居している(表1)。

表1 くらしをパチリ調査参加者

参加者名	年齢	仕事	移動時支援	グループ(グルーピング)
キヨシ	40代	一般就労	不要	A(本人活動グループ)
ユキコ	40代	福祉的就労	時々必要	A(本人活動グループ)
アズサ	30代	福祉的就労	ほぼ常時必要	A(本人活動グループ)
シゲル	40代	一般就労	不要	B①(余暇活動グループ)
コウイチ	40代	一般就労	不要	B①(余暇活動グループ)
タカノリ	30代	一般就労	不要	B①(余暇活動グループ)
サエ	30代	福祉的就労	常時必要	B①(余暇活動グループ)
ミノル	20代	一般就労	不要	B②(障害者福祉センター)
ヒロト	20代	福祉的就労	不要	B②(障害者福祉センター)
マキ	20代	福祉的就労	時々必要	B②(障害者福祉センター)

注：名前はすべて仮名である

2.3 データ収集と分析の方法

データ収集と分析のため、各グループ月1回のワークショップを3か月連続で行った。参加者は募集の経緯ごとにグルーピングし(表1)、グループB②は初対面の参加者を含んだ。ワークショップの実施時期は2021年12月～2022年6月で、実施場所は、グループAはレンタルスペース、グループB①とB②は障害者福祉センターの会議室であった。進行は筆者が担当し、グループAはグループの支援者、グループB①とB②は障害者福祉センターの職員2名および記録担当者が同席し情報支援を行った。話し合いは録画のうえ逐語録を作成し、筆者によるフィールドメモ、終了後に筆者と支援者で行ったふりかえりの記録、参加者が撮影した写真とあわせて、データとした。

第1回のワークショップは調査の説明を目的とし、各自の自己紹介に続き、調査目的、写真の撮り方、倫理的配慮、今後のスケジュールなど、資料を使って説明した。写真は、次回までの1か月の間に、「A(B)区で好きなおとこ」「普段よく行くところ」「よく会う人」の写真を撮り、5枚を選んで事前に提出するよう依頼した。また、必要に応じて撮影時に使えるよう、調査主旨を説明した「お願いカード」を配布した。写真撮影用にデジタルカメラ、使い捨てカメラを準備したところ、Aグループは全員がデジタルカメラ、B①およびB②グループは全員が自分のスマートフォンを選択し、デジタルカメラは次回持参、スマホで撮影した写真はQRコードを使い筆者にメールで送付することとした。説明を聞き辞退した1名を除く10名から同意書を回収した。

第2回は、撮影した写真の発表と話し合いを行った。フォトボイスでは写真の表面的な理解を超えた参加者同士の対話を重視するため、参加者同士が質問しあい、似たような写真や共通する課題について話し合うことで共通点や相違点の発見につなげる。そのことが、排除・孤立されがちな参加者が自分だけの経験や問題でないことに気づき、グループ内での学習、サポート、エンパワメントにつながるからである(Breny and McMorro 2021: 51)。話し合いは主に筆者が進行し、スクリーンに投影した写真をもとに、各参加者には「これは何の写真ですか」「この写真をとった理由を教えてください」、他の参加者には「同じような経験はありますか」「〇〇さんの場合はどうですか」といった質問により、共通点や異なる点を引き出すことを意図した。また、場所や人とのつながりの量ではなく、その人にとってのつながりの意味と、きっかけや継続性、影響する要因を理解するよう心掛けた。話し合いが進むにつれ、参加者も自由に意見を言い、質問もあった。写真は全員が5枚以上撮影し全ての写真を使ったが、人の写真は少なかった。そのため、撮影できなかった写真についても質問した(Akkerman 2014)。フォトボイスによるグループディスカッションの分析で重要なのは、話し合いを活性化させた写真を念頭に置くことである(Breny and McMorro 2021)。そのため終了時には話し合いの主題と大事な点をまとめ、全員で確認した。グループB②では写真が少ない「仕事がない日に行く場所や会う人」「近所」について知りたいという意見があったため、追加で写真を撮ることとした。撮影した写真の枚数は参加者によって異なったが(表2)、写真が少ない

から人や場所とのつながりが少ないという訳ではなく、写真を撮ることへの関心と慣れが影響していた。

第3回は、追加した写真についての話し合いと分析案の検討および、「ドット投票」を行った。ドット投票は、障害福祉計画策定に先立ち行うアンケート調査項目および選択肢の抜粋をポスター形式にしたものを元に参加者で話し合い、最終的にあてはまる選択肢にシールを貼るというものであり、今回は分析対象外とする。フォトボイスの分析案は上述したデータを用いて第3回までに筆者が作成した。本研究では「撮影しなかったこと」についても話し合ったため、①写真を二次的なものとし、逐語録や記録類を先にコーディングする、②それぞれの写真に合う説明をつけることを目的に逐語録を分析する、③写真とそれに合うストーリーの適合性を参加者が確認する機会をもつという Breny and McMorrow(2021)の方法を参考にした。分析案はパワーポイントでまとめて筆者が説明し、参加者による確認、検討後、修正した。

2.4 倫理的配慮

本調査は、上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を受けている(承認番号 2020 - 61)。

表2 「くらしをパチリ調査」撮影写真一覧

参加者名	撮影した場所	撮影した人
キヨシ	公園(2か所)、卒業した高校、歯科医院、職場	職場の友人、職場の支援者
ユキコ	ガイドヘルパー講座の会場、飲食店(6カ所)、商店(1か所)、神社(2か所…初詣)、公園、ビルのモニュメント、公民館	なし
アズサ	美容院、飲食店(3か所)、カラオケ、書店、通所先、寺(墓参り)	母の友人、特別支援学校時代からの友人、美容師(行きつけの担当)
シゲル	公園(2か所)、区役所、最寄り駅、バス停、職場、スカイツリー	なし
コウイチ	公園、区役所、大型商業施設、商店(2か所)、職場	スポーツサークルの友人
タカノリ	マッサージ店、飲食店、職場	マッサージ店店員
サエ	障害福祉センター、大型商業施設、販売店、飲食店、歯科医院、カラオケ、通所先	なし
ミノル	町内(2か所)、教会(思い出の場所)	町内会会員
ヒロト	飲食店(7か所)、駅、バス停、他区出張所、障害福祉センター	なし
マキ	神社仏閣(2か所)、公園、町内(キッチンカーが止まっている場所、通勤路)、最寄り駅、バス停、飲食店(4カ所)、商店(2か所)、コンビニ、図書館、通所先	通所先の支援者

3 結果

知的障害のある人が参加したフォトボイス調査により、以下のことが明らかになった。まず参加者のよく行く場所は、使いやすい公共交通機関や通勤、通所のため使用する路線で規定され、余暇時の外出では商業施設での消費行動が目立つものの、郵便局や銀行、日用品を買う商店といった日々の暮らしに関係のある店などに行く機会は少なかった。よく行く場所とのつながりには、地域への愛着や誇り、自分の好みの反映、落ち着きや心の支え、存在と貢献といった意味があった。よく会う人とのつながりについては、知的障害のある友人との存在が日々の安定した暮らしにつながり、職場の人との関係は差別やいじめはないものの肯定的ともいえず、近隣とのつながりは少なく、街中では職務として関わる人との出会いがあった。場所や人とのつながりには、情報と情報を得るためのサポート、安全な移動手段、自分を知っている人や困ったときに頼れる人の存在、出会いの機会と条件が影響していた。以下、「 」はインタビューでの発言を表す。

3.1 場所とのつながりと意味

参加者がよく行きつながりを感じる場所には、様々な意味があった。第1は、地域への愛着や誇りである。参加者10名のうち8名は、幼少期から最長で50年近く同一区内に住んでいた。住民として慣れ親しんだ場として、小さい頃に遊んだ公園や家族と初詣に行く神社(ユキコ)、小さい頃から家族と散歩ででかける公園(シゲル)、町内の人とお祭りやお参りに行く神社(タカノリ)などがあった。また、住民ならではのおすすめや誇れる場として、近所に新しくできたパン屋(マキ)、富士山が見える場所(図1 キヨシ)、多くの観光客が訪れる区民として自慢の公園や観光スポット(コウイチ)等があり、ミノルは時々買い物をする商店について、「どうせならチェーン店ではなく、老舗の店で買い物をしたい。買い物をするのは家族にご褒美を上げたい時など」とコメントした。よく知っている場所だけでなく、新たに発見した場所の写真もあり、参加者は地元の良いと思う場所について、自信をもって他の参加者に紹介していた。



図1 富士山が見えるお気に入りの場所

「元旦に〇〇(駅名)前の歩道橋でとった富士山の写真。お気に入りの場所で、友だちに教えてもらった。

××(隣駅)からも良く見える」(キヨシ)

第2は、自分の好みや選択により、好きなことをする場所である。余暇時間の過ごし方と外出先は一人ひとり異なり、公園、神社仏閣など、費用をかけずに楽しむ場もあったが（「歴史が好きなんです」（マキ）、「好きな犬の種類があり、スマホでペットショップを調べて見に行く」（シゲル））、ファーストフードの飲食店や喫茶店、マッサージ店、カラオケ店、書店、大型商業施設といった場での消費や、そこに至るまでのプロセスを通じて、他者にあわせたり、決められたりすることなく、自分の好きなことを楽しんでいた（「友だちに教えてもらって一緒に行く店と、一人で行く店がある」（ユキコ）、「チラシで見つけた店と、看板で見つけた店」（タカノリ）、図2 アズサ）。給料を自分と両親の生活費に充てている参加者には、自分の楽しみのための写真が一枚もなく、本人の選択やコントロールが比較的及びやすい余暇や外出についても、家族の存在や自由に使える金銭の影響がうかがえた。



図2 この雑誌はありますか？

「家にある本の写真を撮って、そこにはない本を買ってもらった。図書館で〇〇（雑誌名）を見て、同じのを買いにいった。お店の人に〇〇はありますか？と聞いたら、『今あるのはこの本です』と同じ本を3冊出してくれた。図書館にあるのは古いので、本屋には新しいのしかなかった」（アズサ）

第3は、落ち着きや心の支えが得られる場であり、場所そのものが意味を持つ場合と、そこで出会う人が意味をもつ場合があった。一般就労の参加者は通勤時間の長さ、職場の人間関係、雇用の継続可否などからストレスを感じ、解消の場として公園や（「花が好きで時々見に行く、一人で行くことが多い」（キヨシ）、「桜は見ていると気持ちが和らぐ。いやなことを忘れられる」（コウイチ））、電車が見えるスポット（「ずっと電車みってます」（シゲル））、気分転換のためのレジャーの場（「出かける場所の意味は気分転換。コロナ前に良く行っていた場所はゲームセンター、カラオケ、ボーリングなど」（キヨシ））があった。また、3.2でも述べるように、知的障害のある仲間との活動の場に参加することが、1週間や1か月の楽しみや励みとなっていた。コウイチは、知的障害のある仲間が集うダンスサークルについて、次のように話した。

「ダンスを踊っていると、晴れた自分になってるってことを感じました。例えば、嫌なことがあって、落ち込んだ日って気持ち暗いと思うんですけど、気持ちがプラス、明るくなる。

ダンスもそうだし、みなさんの顔をみれる。また会えたねとかその声掛けが、私の生きがいというか、パワーになってる、すごく大事なもの。」

知的障害者の活動の場は、コロナ禍において大幅に制限された。Aグループのワークショップをレンタルスペースで行ったのも活動拠点が使えなくなったからであり、その時点で活動停止となっていた「安心する場所」として、社会教育施設で行われていた青年教室や、一般就労している知的障害者を対象とするサークルがあった。図7の居酒屋の写真について「全国の知的障害者さんに、出張ケータリングサービスとかを年に1度はお疲れさまのご褒美でやってほしい」というミノルの発言の背景には、例年楽しみにしているサークルの食事会への参加を、新型コロナウイルス感染を心配した母に止められた経験があった。

第4は、自分の存在や努力、貢献が認められるような場所である。自分たちの活動や存在を様々な人に知ってもらいたいという思いから、コウイチは、大会で好成績を残した競技チームの写真について「スペシャルオリンピックスを知らない人って大勢いるので、こういう楽しいことがあるんだよってことを伝えたい」と話した。仲間のために自分なりに考えて工夫している場、誰に評価されるわけでもなくとも毎日仕事を頑張っている場として職場があり(キヨシ、シゲル、タカノリ、図3マキ)、自分の経験を認められてゲストスピーカーを依頼された場として、在校生に向けて仕事の話をした出身高校(キヨシ)、利用する立場として自分の体験を発表したガイドヘルパー講座(ユキコ)があった。



図3 私の職場

「自分が普段している仕事の写真を撮れて本当によかった。(職場の)中、(仕事を)しているところが撮れた。」(マキ)

3.2 人とのつながり

参加者と人とのつながりとして第1に、知的障害のある友人との関係が日々の安定した暮らしにつながっていた。ほとんどの参加者が挙げたのが、区や障害者団体が主催する知的障害者を対象としたグループ活動の機会であり(例:青年教室、スポーツチーム、一般就労者向けの食事・交流会、余暇活動グループ)、参加理由として活動内容の楽しさ、同じ障害のある仲間との集まりで気が楽であることを挙げた(「同じレベルのハンディを持った仲間が、

話してるとすごく楽で、お互いの気持ちとか理解してくれるので、助かります」(コウイチ))。以前は家族と地域の活動によく参加していたが、「新天地、活躍の場を目指して」青年教室に行くようになったというミノルの意見からは、逆をいえば地域の活動では自分の居場所を見つけにくい、活躍しづらいといったことが考えられる。特別支援学校時代の友人とは、週末の外出などにより自分でつながりを継続する場合、親同士が会う機会を設けている場合もあるが、区外への通学だったことや転居により関係が途切れる場合もあり、上記のサークル等を通して新たに出会った友人との関係が中心だった。

第2に、職場の人からはあからさまな差別やいじめはないものの、肯定的に受け止めている訳でもなかった。支援者の存在もあり、一般就労している参加者の職場の人間関係は概ね良好だが、障害のない同僚に対しては遠慮があった。ミノルは、居酒屋の写真(図7)を撮影した理由として、歓迎会や忘年会などの飲み会は、自由参加だと参加していいかどうか判断に迷うため、全員参加にしてほしく、一緒に飲み会に行ってみたいが皆さん忙しく機会がないと話した。一方キヨシは、障害者雇用で採用された同僚を友人ととらえているが、「今の職場の人は友だちになれるか分からない。年齢が違う、住んでいるところが違うこともあって、あまり踏み込まないが、会話ができるだけでもよい」という認識であり、一般就労のコウイチ、シゲルも同様の見解であった。

第3に、近隣とのつながりは全体的に薄く、参加者全員が家族と同居ということもあり、何らかの形で家族の存在がうかがえた。例えば、父親を通した町内会活動への参加のように、親が近所付き合いの機会を作ろうとする場合と、親がいても関係が薄い場合があった(「呼び鈴を鳴らしても勧誘だと困るから)お父さんとお母さんしか出ないから、私なんかめったに出ない」(キヨシ)、「親は仲良くしている。だって話してるもん。わたしはあまりないけど」(ユキコ)、「親がいなくなったら何かあったとき誰に頼めばいいか心配」(コウイチ))。近所づきあいには居住地域の特徴も影響し、つきあいの少ない地区に住んでいる参加者は、「近所づきあい」が何かをイメージできなかった。一方、地区で盛んな「盆踊り」の写真をきっかけに、地域の活動を通した人とのつながりについて話が広がる場面があった(図4)。地域の行事が趣味となり、趣味を通して自分らしく生活することが、そのまま人とのつながりに発展する人がいる一方、地域の情報が得られないため、つながりの機会に至れない人もいた。



ヒト:盆踊りでよく会う人がいて、一度踊りだすと3~4時間。その方のブログを見ると「ボンオドラーになりませんか」と書いてあって、つながった。町会で、お祭りになると準備から片付けまで。

ミノル:自分も、町会の盆踊りを手伝った。準備、名簿づくり、会計、お祭りの片付けなどをした。

マキ:自分も盆踊りを踊ってみようかな。盆踊りは踊ってなくて難しいのか簡単なかわからない。どうしたらいいのか、どこでできるかわからない。

ヒト:地域で定期的に講習会をやっている。〇〇出張所で何時からとか、SNSをチェックするとわかる。

図4 盆踊りを通じた地域とのつながり

第4に、職員、店員や駅員など、職務として関わる人の存在があった。例えば相談に行った後と一緒にお茶を飲みに行く就労支援センターの職員(タカノリ)、かかりつけ医や薬局など定期的に通う場所の職員(キヨシ、サエ、ミノル)、大型靴販売店の親切な店員(ユキコ)、「お願いカード」を見せたら写真を撮らせてくれたマッサージ店店員(タカノリ)などである。家族、友人、職場以外の人とのつながりについて「顔なじみで声をかけてくれる人」を尋ねると、駅員や警備員を挙げる人もいた(「仲良いわけじゃないんですけど、昔から色々駅員さんに、いってらっしゃいとか、元気?とか声をかけてくれる人もいる」(コウイチ)、「最近、お巡りさんに会いました。帰りにバスで、一緒にすれ違う感じで、声をかけてみた。警備員さんです。」(シゲル))。普段つながりのある場や人について話し合ったこともあり、嫌な思いをしたという話はあまり聞かれなかった。消費者として対応される限り嫌な思いをすることもないが、金銭を媒介せず関係を築く機会がないともいえる。

3.3 場所や人とのつながりに影響すること

参加者と場所、人とのつながりに影響することとして、第1に情報と連絡手段があり、居住地区や地域の活動、必要な支援についての情報を得る機会はほとんどなかった。通所先の事業所や相談支援事業所では福祉サービスについての情報は得られる。しかし、事業所は利用者の居住地域の生活情報まで把握しているわけではなく、自治体からの情報も十分に届かないためである(「情報、これしかない!」(ヒト))。広報紙面は読みにくく内容も理解しづらく、情報収集の手段として区のLINEに登録して情報を得ているのは1人のみであった。図5は、近所での「ラジオ体操」をきっかけに話が展開した場面であり、情報や情報を得る機会が活動への参加やつながりに影響していることがわかる。この場面では、区の出張所に

ついて、ヒロトから「出張所で情報が得られるのに知られていない。出張所でしていることについて、わかりやすいお知らせのようなものがあるとよい。スタッフはお年寄りが多く、対応が事務的」という意見があった。

身近な場で住民サービスを受けられる自治体の出張所は、福祉サービス利用者としてではなく、住民として様々な情報を得ることができる場である。馴染みのある人からすれば身近で便利なのでもっと知ってもらいたいが(ヒロト)、知らない人にとっては、「どこにあるかはなんとなく知っているが良くわからない」(マキ)、「家族と行くがどんなところかはよくわからない」(ミノル)場所であった。参加者は、街中の看板やアイコン、テレビから日常的な情報を収集し、スマホを持っている人は、通話、メッセージ、検索とそれぞれの使い方をしていた。コロナ禍において一気に広まったビデオ通話は、自分で、あるいは家族やグループ活動の場で支援を受け利用できる人がいる一方、自宅にインターネット環境がない、費用捻出の困難さやトラブルに巻き込まれることの心配からスマホをもたず、連絡手段が公衆電話のみの人もいた。



ミノル:私はラジオ体操に2つ参加していて、最終日にはサンドイッチとか寄付してくれるんです。

一同: えー!!いいな~!!

ヒロト:各地域によっておみやげが違います。ラジオ体操連盟の講習を受講するとウェアをもらったり、公共の場で講師ができたりする。みんな受けないから地域のリタイアした人が受けて、特権として前で指導したりする。

マキ:広報があるのは知ってるけど、内容はあまり見たことがない。(障害福祉センター名)のところしかない。出張所はピンとこない。町内会は場所がどこか分からない。ラジオ体操はどこでやっているか知らない。

図5 ラジオ体操を通じた地域とのつながり

第2に、安全でわかりやすい移動手段の有無が、行動範囲や活動内容を決定していることがあった。参加者の多くは単独で外出でき、それを可能にするの一つに、切符を買わないですむチャージ式カードがあった。しかし、困りごととして「チャージが足りなくて困ることがある」(コウイチ)、「定期券をなくして、どうしたらいいか分からず歩いて帰ったことがある」(シゲル)、「電車は降りて(改札から)出るまでの間、どこにいるか分からなくなってしまう」(ユキコ)といったことがあり、駅員が見つからない駅では、助けを求めようにも求められなかった。一方、路線の複雑さに加え、徒歩や自転車で「わかる範囲」がいいことと、費用がかかることから、移動手段は徒歩や自転車が中心の人や(「都営バスの無料パスは使うけど、電車はあまり使わない」(キヨシ))、近所でのイベントは歩いて行けるところ、一人で

行ける場所であるとよいという意見もあった(ヒロト、ミノル、マキ)。ガイドヘルパーの利用により行動範囲や活動が広がる一方(「わからないからヘルパーさんと一緒に行く」(ユキコ)、「新しい場所に行く場合はヘルパーがいると安心できる」(ヒロト)、「行ったことがないところ」(アズサ))、ヘルパーの事務的、形式的な関わりへの批判もあった(「ただいて、ただやってくれるだけ。形だけいるけど、上から目線、マニュアル通りの対応の人もある」(ヒロト))。

第3に、困った時に頼れる人や場、自分を知っている人を行動範囲に確保していることがあった。良く行くのは、なじみがある、知っている、行きやすい場所であり、知らないところではパニックになってしまうこともあるからだ(ユキコ)。何かあった時に立ち寄れる場所として、顔なじみの職員がいる福祉関連機関があり(社会教育施設(キヨシ、ユキコ、アズサ)、障害者福祉センター(ミノル、サエ)、就労支援センター(キヨシ))、駅員、警備員、警察官など自分の行動範囲内に声をかけられる人を確保している場合もあった(コウイチ、シゲル)。グループAのメンバーにとって社会教育施設は、普段から活動で利用し、特に用事がない時でも気軽に立ち寄れる場である(図6)。一方、B区に転入してきたマキは、自宅から最寄り駅までの経路で工事中の場所や夜通ると暗い場所、使いづらい和式トイレ等の写真について、「慣れている道を通るので、困ることや怖いと思うことはない」、「きれいで明るいところは安心して使える」「犬を連れてくる人がいるので、ドッグランをつくってほしい」と話した。場所、人とのつながりが少ないこともあってか、自分なりに安心できる場所を確保したうえで行動していた。



キヨシ:ここだけの話だけど、トイレに行きたくなったらここで借りる

アズサ:(職員の)〇〇さんに、(用はないけど)会う。

ユキコ:楽しいところ。いろんな人に会える。小さいころ、ここでバレエをやったことがあるんです。

図6 社会教育館ってどんなところ？

そして第4に、様々な人と出会い、自分について語り、お互いを知り合うための機会と条件が不足していた。分かりやすい情報や移動手段が担保されたとしても、知的障害者が自ら人と出会う機会を作るのは簡単なことではない。知的障害者を対象とする活動でも、居住地、就労形態、費用といった条件により参加できないことがあり、自分で情報収集できる場合でも、

問い合わせて初めて分かることもあった。比較的若い参加者のグループB②でミノルは、他区の出張所の写真を撮影した理由について、「全国のパチリ調査委員会を作って、全国の障害福祉計画や写真展を盛況になりますと幸いです」、青年教室のメンバーとも「一緒にくらし調査をしたいんですが。ぜひ地域のつながりが上手くできれば」と話し、ヒロトもそれに賛成した。図7は、ミノルが撮った居酒屋の写真から話が展開した場面であり、機会があっても他者、とりわけ健常者への遠慮(ミノル)、求められる条件にあわないこと(マキ)、他者により規定されるのではない関係性への希求(ヒロト)から、それぞれ新たな出会いの機会を求めている。図7のヒロトの発言は、第3回のワークショップの際伝えたいこととして、紙に書いて準備してきたことの一部であり、自分の意見や、支援によって実現されないズレを伝えるため、話し合いの場を利用しようとしたことがわかる。



ミノル:ノンアルコールはこちらで飲みなさいと。行くのは仕事の打ち上げをするとき。本当は行ってないけど、打ち上げをするのはこんなところなのか。一緒に行く機会がないのは、皆さんいろいろあって忙しいから。

マキ:お酒が飲めなくてもいいなら行ってみたい。友だちと出会う機会はありません。出かける機会もありません。お金がかかっちゃうから。交流っていうのがすごくいい!なんか、他の団体とやるのが楽しい。

ヒロト:友だちがほしい。27歳になり、出かける楽しみを味わいたんだけど、友だちと出かけたりできない。○○、***(知的障害者向けのサークル名)は違う。僕がやりたいことは、友だちとご飯食べたり、日帰りで温泉に行ったりしたい。△△や□□は少し近かったんだけど、今は就労していないから使えなくなってしまった。相談できる所、アドバイス、一緒に行ってくれるようなボランティアさんがほしい。◎◎(市民向けの会)は一人で参加しているけど、友だちと一緒にならもっと楽しい。

図7 打ち上げをするのはこんなところなのか

4 考察

本研究では、当事者の観点から現状を理解するのに適したフォトボイスを用いることで、「知的障害者の地域生活」とひとくくりにできない暮らしの多様性と、本人から見た地域とのつながりを明らかにした。まず、つながりのある場は本人たちにとって、地域への愛着や誇り、自分の好みの反映、落ち着きや心の支え、存在と貢献といった意味があり、Overmars-Marx, Thomése and Meininger(2018)、Wilton,Schormans and Marquis(2018)、Milner and Kelly(2009)といった、インクルージョンの場や主観的側面である belong に関する先行研究と共通点があった。また、人とのつながりには、知的障害のある友人の存在と暮らしの安定、あからさまな

差別はないものの積極的でもない職場の人間関係、近隣とのつながりの薄さ、サービスとして関わる人の存在があり、自ら持つつながりに焦点をあてたこともあって、先行研究と違って差別や排除に関する言及はなかった。そして、つながりに影響することの分析からは、情報理解、コミュニケーション、移動の困難といった、一見すると知的障害というインバメントから生じる「特性」として理解されることがあった。しかし、誰もが利用するサービスの利用者として積極的に位置づけられず、困った時に誰かに頼れるような雰囲気もなく、自力での対処が求められる社会の構図も透けて見え、Mooney,Rafique and Tilly(2019)による、必要な支援はサービスに限らず、地域の様々な課題に対し自分たちなりの戦略をもつという結果と共通点が見られた。以下では当事者とともインクルーシブ社会の実現を目指すため、「地域に根差して暮らす人という理解」「当事者の観点からの課題の相対化」「多様な人との出会いを通して関係をつくる機会」という3点から考察する。

第1は、知的障害者を「地域に根差して暮らす人」として理解することである。社会福祉の「支援」の場では知的障害を治療や訓練、保護の対象としてとらえてきたこともあり、本人中心の視点を取り入れながらも、アセスメントは社会への適応課題、そこから生じるサービスニーズに焦点化しやすく(笠原2020)、今日の正しい障害理解に向けた「知的障害」の描かれ方も、固定化した理解につながりやすい。地域で暮らす上で巻き込まれやすい「トラブル」の防止や対処、権利擁護は当然必要であるが、地域に愛着を持ち、地域の活動に参加し自分らしく生きたいと願う生活者の側面が過小評価されていると考える。知的障害者は進学や就職による転居が少なく、同居する家族の都合や施設への入所がなければ、同じ地域で暮らし続けることが多い。本人たちから見た「この町の親切な店」「この街のいいところ」といったマップの作成や、ワークショップの企画を通して、これまで異なる文脈で論じられてきた福祉当事者と住民の参加の連結(加山2017)にも寄与するのではないか。

一方、地域の活動に参加するための情報や安全の不十分さという、地域社会や制度の排除的側面も明らかになった。役所の出張所や社会教育機関等、身近な住民向けサービス提供機関への期待は、障害者権利条約第19条(c)一般住民向けのサービスや設備が利用でき、障害者のニーズに対応していることにも該当し、徒歩圏内に安心して立ち寄れる場があることで、情報を得るだけでなく、地域の人と知り合い、自分たちを知ってもらえる場としても機能する。地域情報や意味ある選択肢を得る機会としてのセルフアドボカシーやボランティアの重要性というKaley et al.(2021)の指摘は、サービス受給資格の厳格化という文脈におけるものであるが、人手不足や効率化から様々なサービスのIT化、無人化が進み、権利保障としての条件整備に時間がかかる日本の状況においても参考になる。

第2は、当事者の観点からの課題の相対化であり、支援者による判断を前提とするのではなく、当事者にとっての意味を理解しようとすることである。belongに関する先行研究と同様、本研究に参加した知的障害者は、一律に健常者とのつながりを求めている訳ではなく、当事者とのつながりを重視していた。その背景には、今回の調査では十分に語られなかった

差別や排除の経験があり、お互いに分かり合え、必要な情報や経験を共有できる当事者とのつながりが、支援者が考える以上に重要な意味をもつためと考えられる。また、移動支援の利用による外出の機会拡大への評価とあわせ、ガイドヘルパーの形式的関与への言及もあった。参加者は明言しなかったものの、これらは本人たちの経験を不問にし、健常者と交流できればいい、ガイドヘルパーと外出できればいいとする暗黙の想定に対する、声や形にならない不満、違和感であり、室田(2020)が指摘する、一般的な望ましさや価値判断に基づき何を、どこまで、どのような状態にするかではなく、どうやって実現するかに力点を置くという課題の相対化を、当事者が行ったものといえるのではないか。歴史遺産の価値を知的障害者が享受することを目的に行ったインクルーシブリサーチの結果で、本人たちが強調したのは、合理的配慮として紹介されるような情報提供の工夫以上に、自分たちが迎え入れられるような雰囲気やスタッフの態度であった(Rix and Lowe 2010)。真に本人たちの声に耳を傾けることは、現状を変える手がかりとなりうる。

当事者から見たつながりの意味は、支援を見直す上で参考になる。例えば、外出の際に利用できる移動支援は、ガイドライン等に基づいて対象となる(ならない)外出内容や外出先が説明されることが多い(例：日常生活上必要な外出-買い物をするための移動-商店、デパート)。意思決定支援の議論を参考にすれば、余暇について本人の選好が分かりづらい場合、いろいろな場所への外出を試し、本人の反応から好みを理解するという方法が考えられるが、この時行先だけではなく「地域への愛着や誇り」「自分の好みの反映」「落ち着きや心の支え」「存在と貢献」のように、本人たちにとっての場所の意味から考えることができる。空閑が提唱するソーシャルワークの「生活場モデル」の背景には、「個」ではなく「場」が日本人の基底となるという考えがあり、人が自らの生活の主体であるためには、自らが所属する、あるいは関係する「場」を重要視するという(空閑 2014: 133)。本来はつながりをつくるための手段である「居場所づくり」も、場の創出が目的化すると、設置数や利用人数といった量的指標で評価されがちであるため、当事者にとっての意味から評価があるとよいのではないか。

第3に、多様な人との出会いを通して、関係をつくる機会である。今回の参加者は、何らかの形で身近に支援者や理解者がいるものの、話し合いは障害福祉サービスや支援者に焦点化しなかった。そのためか、参加者の発言から推測されるのは、危機的状態あるいは特定のトピックで介入する「専門職によるケア」と異なり、いつもの暮らしの中でまだ明確ではないモヤモヤした段階から関わるような、また関係のありようからなされるような「ベースとなる支援」(三井 2018: 55-56)に近い関わりの必要性だった。三井は、家族や友人といったあたりまえのように「与えられる」インフォーマルな関係から多くの人がベースの支援を得る一方、排除の蓄積によりそうした機会が得られない人がいることを指摘する(三井 2018: 54)。筆者が知的障害のある人たちで行ったインクルーシブリサーチ「しょうらいのくらし調査」でも、最も大きな発見は、将来の暮らしについて選択肢がないこともさることながら、考える機会や一緒に考える人がいないということであり(笠原 2020)西村(2011)は、地域の中

で一市民として色々な人と関わりを持ちたいという願いからつくった「居場所」は、障害のない人との関わりを通して自己受容や人間関係の濃淡を学ぶ場であり、また本人に地域の情報を伝え、活動の理解や周知を図る情報発信基地であるべきと考察する。助言やサービス提供は支援の重要な機能であり、サービスの充実や、専門性の向上は必要であるが、前提としての共にあるという関わりも同様に重要であり、必ずしも専門職によるものとは限らない。

他者との出会いで併せて考えたいのは、仲間との話し合いを通して学び、権利の実現を目指すセルフアドボカシーの意義である。現在は一定の影響をもつようになったイギリスのセルフアドボカシーグループも、1980年代の当初はサービス提供の場における支援者の取組から始まり、その後「自分のために話す」スキル開発およびアイデンティティ形成の時期を経て、集团的利益を代表して変化を求める運動組織としての側面を持つようになった(Buchanan and Walmsley2008)。日本では知的障害者のセルフアドボカシー活動が低調であり、学びや決定の機会を極端に制限されてきた歴史的背景がある。他者の意向に影響を受けやすい知的障害者の場合「本人」を強調する重要性があるものの、自己の強調は自己責任を求める方向に容易に転嫁する。そのため、時に差別や理不尽な扱いを受ける本人にとって、まずは安心して自己を表現できる場、学びの場があることが必要であり、こうした機会の積み重ねが、総括所見で強調された当事者参画を進める前提ともなる。Buchanan and Walmsley(2008)はまた、セルフアドボカシーグループの運動体としての役割が高まり、地方の政策決定場面に参画を果たす一方、他者が設定する課題やその意図に取り込まれることや参画の形骸化に警鐘を鳴らした。それから15年以上経過するが、今後日本の現状にあったセルフアドボカシー活動の展開を考える上でも重要な指摘である。

本論は、障害福祉事業所の選択肢は多いものの、人とのつながりが希薄である都市部で、わずか10人の知的障害者が参加した調査の結果である。参加者募集の際には相談支援事業所の協力を得たが、知的障害者のうち障害福祉サービス利用者の割合は約5割であり(厚生労働省2018)、地域生活やインクルージョンという観点からは、サービスを使わない人の協力が必要である。また、フォトボイスにより参加しやすさを工夫したものの、話し合いが中心であり、発言の引用も一部の参加者に偏った。しかし、話し合いの場面では、発言が少ない人の意見を含め、参加者がお互いを理解しようとしていたことが印象的である。現状では協力者を募るルート、調査への参加希望者ともに限られている。調査を通じて本人たちが訴えたように、また上述したセルフアドボカシーの課題もふまえ、様々な人と出会い、話し合い、ともに考える機会を作る必要がある。

最後に、本研究で用いたフォトボイスは、調査結果を現状の変化に役立てることを調査の最終段階に位置付ける。2.3でふれた「ドット投票」の分析結果と合わせ、A区では区内の福祉関係者が集まる大会でのポスター発表を参加者が、区障害福祉計画担当者への報告を筆者が行った。B区では区障害福祉計画担当者、関係者への報告を参加者と筆者が行い、障害者週間にあわせた区役所での展示会でポスターを掲示した。その後、A区では障害福祉計画

策定に先立つ調査の一環として知的障害者へのドット投票を用いたグループインタビューの実施、B区では障害者団体からのヒアリングに先立つ区職員への研修会の実施につながった。詳細は別稿に譲りたい。

謝辞：本研究はJSPS 科研費 JP20K02190 の助成を受けている。

(引用文献)

- Akkerman,Alma, Janssen,Cees G. C. and Kef, Sabina(2014)Perspectives of Employees with Intellectual Disabilities on Themes Relevant to Their Job Satisfaction. An Explorative Study Using Photovoice, Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities ,27(6), 542-554.
- 青木千帆子 (2013) 「『地域に出る』それは手段だったのか目的だったのか」『障害学研究』9, 68-92.
- Breny, Jean M. and McMorrow, Shannon L.(2021) Photovoice for Social Justice: Visual Representation in Action, SAGE.
- Buchanan,Ian and Walmsley,Jan(2006)Self-Advocacy in Historical Perspective, British Journal of Learning Disabilities,34(3), 133-138.
- Chinn,Deborah and Balota,Bogdan(2023)A systematic review of photovoice research methods with people with intellectual disabilities, Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities,36(4), 725-738.
- 福田真清 (2018) 「老障介護家庭における知的障害者の自立をめぐる経験—当事者視点で捉えた複線径路・等至性モデルによるプロセスの可視化を通して—」『社会福祉学』59(3), 30-43.
- Hall, E.(2010)Spaces of Social Inclusion and Belonging for People with Intellectual Disabilities, Journal of Intellectual Disability Research,54, 48-57.
- 茨木尚子 (2020) 「支援過程における「組織の論理」と「専門職のミッション」の拮抗が生み出す課題：組織、専門職、当事者はいかに協働すべきか」『ソーシャルワーク実践研究：ソーシャルワークの実践と理論の総合誌：journal of social work practice and theory』(12), 3-14.
- 市川ヴィヴェカ (2020) 「「多文化と保育」の授業におけるフォトボイスの実施とその考察：“少数派が多数派になれる物語”を越えた先に ナラティブ・アプローチの観点から」『浦和論叢』63, 55-76.
- Kaley,Alexandra, Donnelly,John Paul, Donnelly,Lisa et.al(2022)Researching belonging with people with learning disabilities: Self-building active community lives in the context of personalisation, British Journal of Learning Disabilities, 50(3), 307-320.

- 笠原千絵 (2020) 「「親なき後」の障害者の暮らしを支えるソーシャルワーク：本人主体の地域生活支援とアセスメント」『ソーシャルワーク実践研究：ソーシャルワークの実践と理論の総合誌』(12), 15-26.
- 加山弾 (2017) 「ソーシャルワーク実践における当事者・住民の参加をうながすことの基本的視点」『ソーシャルワーク研究』43,5-17.
- 厚生労働省 (2018) 「社会・援護局障害保健福祉部 企画課 平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査」
- Mahar, Alyson L., Cobigo, Virginie, Stuart, Heather(2013)Conceptualizing belonging,Disability and Rehabilitation,35(12), 1026-1032.
- Milner,Paul and Kelly,Berni(2009)Community participation and inclusion: people with disabilities defining their place, Disability & Society.24(1), 47.
- 三井さよ (2018) 『はじめてのケア論』有斐閣.
- Mooney,Fran, Rafique,Nazia, Tilly,Liz(2019)Getting Involved in the Community--What Stops Us? Findings from an Inclusive Research Project, British Journal of Learning Disabilities,47(4), 241-246.
- 森口弘美 (2020) 「ソーシャル・インクルージョンを実現する実践戦略としての belong の検討」『天理大学社会福祉学研究室紀要』22, 15-24.
- 武蔵博文・水内豊和 (2009) 「知的障害者の地域参加と余暇活用に関する調査研究」『富山大学人間発達科学部紀要』3 (2), 55-61.
- 西村愛 (2008) 「知的障害者が地域で生きるということ：インクルージョン実現に向けた『ちょこさぼ』実践をとおして」『保健福祉学研究』6, 99-111.
- 西村 愛 (2011) 「知的障害者の『居場所』づくりに関する一考察：インクルージョンの視点から」『人権問題研究』11, 45-57.
- 日本財団 (2023) 「知的障害者 40 人の「人生の岐路における選択」経験についての実態調査『自分で決める』を支える社会へ」2024 年 3 月 3 日検索 .
<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/information/2023/20231201-96636.html>
- 野波雄一・三木裕和 (2020) 「軽度知的障害者の卒業後の実態と求められる社会的支援：当事者へのインタビュー調査を通して」『地域学論集：鳥取大学地域学部紀要』16(3), 19-41.
- Overmars - Marx,Tessa,Thomése,Fleur and Meininger, Herman(2018) Neighbourhood social inclusion from the perspective of people with intellectual disabilities: Relevant themes identified with the use of photovoice, Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities,32(1), 82-93.

- Power, Andrew and Bartlett, Ruth (2018) 'I shouldn't be living there because I am a sponger' : negotiating everyday geographies by people with learning disabilities, Disability & Society, 33(4), 562.
- Renwick, Rebecca, DuBois, Denise, Cowen, Jasmine et al. (2019) Voices of youths on engagement in community life: a theoretical framework of belonging, Disability & Society, 34(6), 945-971.
- Rix, Jonathan and Lowe, Ticky (2010). Including people with learning difficulties in cultural and heritage sites, International Journal of Heritage Studies, 16(3) pp. 207-224.
- 下尾直子 (2020) 「親元から一人暮らしを始めた知的障害のある娘と母の内的変容—ひとまずの「自立生活」から真の「自立」へ向けて」『社会福祉 = Social Welfare』 60, 69-81.
- Strnadová, Iva, Johnson, Kelley and Walmsley, Jan (2018) "... but if You're Afraid of Things, How Are You Meant to Belong?" What Belonging Means to People with Intellectual Disabilities?, Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities, 31(6), 1091-1102.
- 鈴木良 (2009) 「知的障害者による施設入所・地域移行の経験」『障害学研究』 (5), 137-163.
- 鈴木良 (2010) 『知的障害者の地域移行と地域生活：自己と相互作用秩序の障害学』 現代書館 .
- 鈴木良 (2013) 「知的障害者の脱施設化 / 地域移行政策の成果に関わる評価研究：海外と日本の論文を比較して」『社会福祉学』 53(4), 137-149.
- 武田丈・原弘輝 (2013) 「外国にルーツを持つ子どもたちに対する参加型調査の可能性：フォトボイスを活用した事例をもとに」『Human Welfare : HW』 5(1), 45-57.
- 高橋悦子 (2014) 「当事者からみた相談支援：知的障害当事者へのインタビューを通して」『ノーマライゼーション：障害者の福祉』 34(6), 33-35.
- 鳥海直美 (2017) 「中高生の知的障害児が取り組む自立生活プログラムの開発—障害児の地域生活支援におけるアクションリサーチを通して—」『四天王寺大学紀要』 (63), 37-54.
- Yoshihama, Mieko and Yunomae, Tomoko (2018) Participatory Investigation of the Great East Japan Disaster: PhotoVoice from Women Affected by the Calamity, Social Work, 63(3), 234-243.
- Wang, C. and Burris, M. A. (1997) Photovoice: concept, methodology, and use for participatory needs assessment, Health Education & Behavior, 24(3), 369-387.
- Wilton, Robert, Fudge Schormans, Ann and Marquis, Nick (2018) Shopping, social inclusion and the urban geographies of people with intellectual disability, Social & Cultural Geography, 19(2), 230-252.

Community life from the perspective of people with intellectual disabilities: connections with people and places through the PhotoVoice" Snapshots your life study"

Chie Kasahara

Abstract : In this study, a photo voice was conducted with people with intellectual disabilities in order to examine the current situation of community life from the perspective of people with intellectual disabilities, who are service beneficiaries and citizens. The results showed that the places frequented by people with intellectual disabilities had various meanings, such as attachment to and pride in the community, doing what they like, gaining a sense of calm, and being recognized. Regarding connections with other people, connecting with friends with intellectual disabilities leads to a stable daily life, relationships with people at work are not positive although there is no discrimination or bullying, few connections with neighbors, and in town there are encounters with people who are involved in their duties. It was also found that place and connections with people were influenced by information and the means to obtain information, safe transportation, the presence of people who know them and whom they can turn to in times of need, and the opportunities and conditions for meeting others.

Keywords : learning disabilities,inclusion, community life,photovoice

【論 文】

福祉給付の厳格化と市民の「責任」の変容に関する予備的検討

～ W. Brown の議論を手がかりに～

平野 寛弥 (社会福祉学科准教授)

抄録：本稿では、福祉国家再編の過程で進められてきた福祉給付の厳格化を、新自由主義によるシティズンシップの変容と結びつけて理解することを目指し、その導きの糸としてウェンディ・ブラウンの「責任化 responsabilization」をめぐる議論を検討した。近年、福祉給付の厳格化が進められた中で、個人の選択や行動が福祉給付の受給やその継続の「条件」として問われるようになったが、その背景には人的資本への転換を図る新自由主義による市民の責任化がある。依存を否定し嫌悪する言説が流布されるなかで、市民は自己管理を徹底し、他者や公的制度に依存することなく自らの力で生活すること、そして経済活動への献身を自らに課された道徳的な義務として引き受け、その遂行と帰結に対して責任を負うように要請される。責任化は、その責任を引き受けることが困難な市民にまで求めることで、文字通りの「犠牲」を払うことを余儀なくさせている。

キーワード：福祉国家再編，新自由主義，シティズンシップ，コンディショナリティ，責任化

1. はじめに

福祉国家の再編が叫ばれるようになって久しい。今日では、もはや福祉国家は別の何かに変ってしまったと言う声すらある。しかし、政策や制度が時代とともに変遷を遂げていくこと自体はなんら不思議なことではない。むしろ重要なことは、どのような変化が生じたかはもちろんのこと、その変化がどのような文脈のもとで、いかなる要因によって生じ、またそれが社会にどのような影響をもたらしているのかを理解することである。しかしながら、そうした変化を読み解くためには、政策や制度の変遷に目を向けるだけでなく、何らかの視座からの検討が不可欠である。そこで今回はその視座として、人びとのシティズンシップに注目したい。シティズンシップとは、当該社会を構成する人びとの地位や権利、義務、アイデンティティなどに表象されている「市民」としてのあり方を指す概念であり、「市民資格」と呼ばれることもある (Marshall and Bottomore 1992=1993)。このようなシティズンシップに着目することは、その社会が人びとにどのような市民であることを求めているのかという観点から、政策や制度の変容を検討することを意味しており、政策や制度の具体的な変容の背景やその影響を読み解くうえで有用である。

以上を踏まえ本稿では、シティズンシップの視座から、福祉国家再編を通じて進められて

きた福祉給付の厳格化と、その背後で進行しているとされる市民の「責任」をめぐる言説の変容がどのように結びついているのかを解き明かすための予備的検討を行う。具体的には、政治理論家として知られるウェンディ・ブラウン (Brown, W.) の「責任化 *responsibilization*」に関する議論を手がかりとしつつ、福祉給付の厳格化と市民の「責任」をめぐる言説の変化がどのような形で関連しているのかについて、整理と若干の考察を試みたい。

そこで以下では、まず福祉国家再編下で進められてきた福祉給付の厳格化について、イギリスの事例をもとに概説する (第2節)。続いて、ブラウンの近年の著作の一つで、責任化に関する議論を展開している『いかにして民主主義は失われていくのか：新自由主義の見えざる攻撃 (*Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*)』 (Brown 2015=2017)、およびその内容を加筆修正する形で書かれた論文「犠牲的なシティズンシップ：新自由主義、人的資本、緊縮政治 (*Sacrificial Citizenship: Neoliberalism, Human Capital, and Austerity Politics*)」 (Brown 2016) の概要を適宜紹介しながら、新自由主義の下で市民の責任に関する言説がどのように変化したのかを整理したうえで、それがシティズンシップにどのような影響を与えたのか、そして福祉給付の厳格化とどのような形で結びついているのかを考察する (第3節)。最後に、今後の研究に向けた示唆を述べる (第4節)。

2. 福祉給付の厳格化：コンディショナリティの強化と行動変容の主題化

福祉給付の厳格化に関して、筆者はすでに別のいくつかの論考にて検討している (平野 2020；同 2022；同 2023) ので、詳細についてはそれらを参照してもらうことにして、ここでは要点のみに絞って記すことにしたい¹。

ちなみに、福祉給付の厳格化は、近年になって新たに進められた政策ではない。福祉給付の厳格化とは、福祉国家再編の過程で実施されてきた福祉給付の受給に際する付帯条件の内容や形式 (コンディショナリティ) に生じた変化によって引き起こされたものである。

それがどのような変化であったのかをイギリスを事例に見てみよう。イギリスでは1979年のサッチャー政権の成立以降、コンディショナリティの強化が図られてきた。それは給付の内容や水準の切り下げ・引き下げにとどまらず、給付の対象となる社会経済的状況や事由の範囲が狭められるなど受給資格の厳格化が実施される例が増加した (Dwyer 2004)。さらに1997年以降の労働党政権 (ニューレイバー) の下では、以前はアクティベーションの対象から除外されていた障害者や子供を抱えたひとり親までが求職者手当 (*Jobseeker's allowance*) の対象として組み入れられ、就労能力の程度により支給の可否が判断されるようになった (Griggs and Bennett 2009; Dwyer and Wright 2014)。また同政権下で行なわれた制度改正により、資力調査の実施が稼働年齢層の社会保障における特徴として定着するにいたった (Hood and Oakley 2014)。

このように、イギリスにおける福祉給付の厳格化は、すでに数十年前から進められてきた長期にわたる政策方針であることがわかるだろう。しかし、そこにとどめを刺すような形になったのが、2010年に政権の座についた保守党と自由民主党の連立政権、およびそのあと

2015年から現在に至るまで政権を握る保守党政権の下で進められた福祉制度改革である。ここではまさに福祉給付のコンディショナリティの拡張 (extension) と個別化 (personalisation) という意味での強化 (intensification) が進められてきたと言われている (Grover 2012; Dwyer and Wright 2014; Patrick 2017; Watts and Fitzpatrick 2018)。

イギリスでは2012年に福祉制度改革法 (Welfare Reform Act) が成立し、2013年10月から新制度が導入されたが、その中心に位置づけられるのがユニバーサル・クレジット (Universal Credit) である。ユニバーサル・クレジットは、それまで稼働年齢層向けに展開されていた従来の6つの給付および控除制度 (income support, income-based jobseeker's allowance, income-related employment and support allowance, housing benefit, child tax credit, working tax credit) に代わる制度として導入されたもので、旧制度 (legacy benefits と呼ばれる) は移行期間を経て、すべてユニバーサル・クレジットに統一される。このユニバーサル・クレジットの導入は、この福祉制度改革が70年近くにおよぶ長い福祉国家の歴史のなかで複雑化してしまった制度を簡素化し、制度の運営管理の効率化を図ったものであることを示唆している。

しかし、それは同時に福祉国家からの脱却をも意味している。なぜなら本制度の主眼は、受給者の生活の維持よりもむしろ、就労意欲の喚起とそれを通じた就労の促進におかれているからである。そこで政府が新たにターゲットとしたのが受給者の行動 (behaviour) であった。政府は、受給者をいち早く就労へと向かわせるべく、ユニバーサル・クレジットの受給に様々な条件を付帯した。それは受給者の就労時間制限の撤廃や各種の給与所得控除などに加え、就労や求職活動の義務化や違反時の制裁の強化といったより直接的に受給者の行動に影響を与えるものも含まれる。その意味では、ユニバーサル・クレジットの導入に象徴される福祉制度改革の重点は、受給者の「行動変容 (Behavioural Change)」なのだ。

そこで導入された条件の例としては次のようなものが挙げられる (Millar and Bennett 2016)。第1に、支給間隔の変更である。ユニバーサル・クレジットでは給付は1カ月ごとに支給される。しかしイギリスでは伝統的に週給、もしくは2週間ごとの給与支給の制度が普及しており、現在でも低賃金労働ほど、こうした伝統が残っている。そのため、受給者は生活のリズムを修正する必要ように迫られるばかりか、支給間隔の長期化は、そのぶん家計管理の徹底を徹底する必要を受給者に迫るものである。第2に、就業状態にない者だけでなく、現在就業している者にも、給付の支給に際して付帯条件 (in-work conditionality) が課される。これにより、たとえ就業していても就業収入が一定額に満たない場合は、より高い収入が得られる仕事への転職を求められるようになった。そして最後に、給付請求者は受給に先立ち、誓約書の提出を求められる。これは請求者誓約 (Claimant Commitment) と呼ばれており、給付請求者に課される個別の条件 (ワークコーチとの面接の頻度および日時、求職活動を行なう職種や地域の範囲、求職活動の週あたりの時間数など就労に関する要件 (work-related requirements) のほか、違反時の制裁の内容など) が盛り込まれた誓約書である。請求者にはこの請求者制約の提出が義務づけられており、誓約書の記載内容に違反した場合は制裁の対象になる。それ

ゆえ、たとえ給付の支給が認められても、受給者の生活は厳しく管理され、場合によって厳しい罰則を科されることになる。予定された面接に数分遅刻するといった軽微な違反でも、数日間の支給停止（繰り返し違反した場合は最大年単位の支給停止）などの厳しい措置がとられるため、受給者は絶えずプレッシャーのもとにさらされる。

このように、2010年代以降進められてきた福祉制度改革のもとでは受給者の行動を規制・管理し、その変容を促すことを目的として、福祉給付のコンディショナリティが福祉受給者の生活のあらゆる場面に影響をあたえるべく、きわめて個別的な形で導入されるに至った。ここで導入されたコンディショナリティの内容を、それまでも強化され続けてきたコンディショナリティという文脈の中に位置付けてみたときに見えてくるのは、コンディショナリティの対象が個人の「選択」や「行動」に明確にシフトしてきているということである。コンディショナリティの強化という文脈の中で、福祉給付に付帯される条件にどのような質的な変化が生じているのだろうか。

この点を考える上で示唆的なのがクラークセンとクレッグの研究（Clasen and Clegg 2007：167-175）である。彼らは福祉国家再編の要因として福祉給付のコンディショナリティに着目し、それを3つに分類している。1つ目は受給者の属性（Categories）に関するものである。国籍や年齢、性別などがここに含まれる。2つ目は受給者が置かれている状況（Circumstances）に関するものである。ここには受給者の収入や資産、健康状態、就労能力の程度など、受給者の生活に困難をもたらしている特定の状況が含まれる。そして3つ目が、受給者の行動（Conducts）に関するものである。この分類に基づきクラークセンとクレッグは、福祉国家再編を通じて、福祉給付の目的が保護（protection）からアクティベーション（activation）へと移行したのに伴い、コンディショナリティの内容が受給者の属性や状況に関するものから次第に行動に関するものへとシフトしつつあると指摘する。

また、イギリスにおける福祉給付のコンディショナリティの強化と変容を批判的に検討しているワッツとフィッツパトリックもまた、上述のクラークセンとクレッグの議論を参照しつつ、コンディショナリティを分類している（Watts and Fitzpatrick 2018：18-20）。それは、地位に関する条件（問題となっている財・サービスを受ける資格を得るにふさわしい集団や空間に属しているか）、ニーズに関する条件（申請者が援助を必要とする具体的な理由があるか）、そして行動（ふるまい、behaviour）に関する条件（社会保険給付の保険料を負担してきたか、「自発的に」仕事を辞めていないか、積極的に求職を行っているかなど）の3つである。そのうえでワッツたちもまた、イギリスにおけるコンディショナリティの強化の歴史的展開を踏まえながら、コンディショナリティにおいて個人の行動が主題化しつつある近年の傾向を指摘し、そのことが不適切な行動や約束した行動を行わなかった際の制裁の発動（具体的には福祉給付の支給停止）という福祉受給者への懲罰的な対応につながっていると述べている（同：41）。

これらの議論が示唆しているのは、福祉給付の受給に際しては、ある状況やニーズが生じていることだけではもはや十分とはみなされなくなりつつあるということだ。さらにそのう

えて、給付申請者はなぜそのような状況やニーズが生じたのかの経緯や理由の正当性が求められるとともに、受給者になってからはその後の生活の改善に向けた意欲と具体的な行動が求められる。言い換えれば、個人の選択や行動が福祉給付の受給開始や継続と直接的に結び付けられるようになり、受給の成否が本人の選択や行動に帰責される構造になりつつあるのだ。これが福祉給付の厳格化の内実であろう。

3. 「責任化」される市民：新自由主義がもたらした「責任」をめぐる言説の変容

さて、ここまでの議論が示唆しているのは、本稿で紹介してきたイギリスにおけるコンディショナリティの強化と変容が、イギリスに固有の事象というよりもむしろ、保護からアクティベーションへと舵を切った福祉国家再編がもたらした一つの帰結としてとらえるべき事象であるということである。そこには、人びとの就労可能性を向上させ、労働力として文字通り「活性化」することをねらいとするアクティベーション政策のもとで、人的資本としての価値を高めるように求められるだけでなく、そのことの成否が本人に帰責されるようになった福祉受給者の現在の状況も見てとれる。

このように福祉給付の受給要件として個人の選択や行動の妥当性が強く問われる傾向は、近年の一般市民の意識の変化にも反映されている。イギリスにおいては、市民間の連帯意識は急速に弱体化してきているからだ。福祉国家を支える社会的連帯の変容を研究しているセイジ (Sage, D.) は、1997年以降2011年にいたるまでのイギリスにおける社会意識調査 (British Social Attitude) の結果を分析し、ニューレイバー政権誕生以降、急速に福祉受給者への態度が批判的になりつつあることを指摘している (Sage 2012)。セイジによれば、1997年以前は、失業者に対する支持は他の福祉給付の受給者に対する支持に比べると低かったものの、総じて一般市民は福祉給付者に同情的であり、援助を必要とする者への給付の支給も支持されているとする「楽天的なまでの楽観主義 (sanguine optimism)」 (Taylor-Gooby 1994) が存在していたという。ところが2011年になると、こうした同情的な見解や援助を必要とする者への給付への支持は消滅してしまった。むしろ、福祉給付の寛容性が人びとの自立を阻んでいるとして、福祉依存の問題が存在すると考えている者は1996年から2008年までの12年間に約20%も増加したという (Sage 2012: 362-366)。福祉国家は、危機・再編の時期に入りその支持を大きく減らしたとされるが、それでも大部分の市民は失業者に代表される福祉受給者には総じて寛容であった。しかし、現在に至ってはもはや一般市民は「貧困層」の味方とはいえず、次第に批判的・懲罰的なまなざしを向けるようになってきているのだ。

では、このように福祉給付の受給の成否、さらにはその前後における人びとの自立の成否の理由として、過去および現在における個人の選択や行動の妥当性が厳しく問われるような状況はどのような背景の下で作り出されてきたのだろうか。それを考えるうえで示唆的なのが、ブラウンの「責任化」をめぐる議論である。そこで本節では、このブラウン「責任化」の議論の概要について、彼女の著書や論文を適宜参照しながら整理することにした。

ブラウンが、「責任化」を説明する際に注目しているのは、新自由主義が福祉国家再編にもたらした影響である。彼女はこれを批判的から検討し主張を展開しているのだが、新自由主義の影響の最たるものは、「経済化 economization」とよばれる、非経済的な領域や活動、および主体を経済的なものに変換するプロセスが、生活のあらゆる領域に拡大したことにあり、そうしたうえで、その経済化が人びとを人的資本 (human capital) とみなす見方を広めたと指摘する。

新自由主義による政治的・社会的生活の経済化は、すべての人を人的資本としてみなすという言説を生み出したという点で特徴的である。……新自由主義は、公然と国家による規制や介入の網から個人を解放することを目指している一方で、まさにその個人を新自由主義化されたあらゆる領域や制度に巻き込み、縛り付ける。そうした領域や制度がいたるところで企業家の行動を規定しているように、主体もまたあらゆる場所で資本を強化するような行動をとるように束縛される。同時に、企業やマクロ経済にとって人的資本となった主体は、そうした企業や経済のニーズ、方向性 (trajectory)、偶然に完全に縛られることになる。(Brown 2016: 3)

ここで言うところの経済化とは、ブラウンの言葉を借りれば「新自由主義、すなわち存在のあらゆる面を経済の観点から作りあげる理性の特異な形態が、民主主義の基本要素を粛々と崩壊させていく」(Brown =2017: 9) ことを指している。ここでの民主主義の基本要素には、「語彙、正義の諸原理、政治文化、市民の習慣、支配の実践、そしてとりわけ民主主義的なイマジナリー [想像力]」(同: 9, 角括弧内は筆者) が含まれるとされる。つまりブラウンは、新自由主義の問題点を、政治制度のみならず、市民の政治参加や議論、抗議や抵抗といった人びとによる政治実践など民主主義を構成するあらゆる要素が、金融資本や企業によって支配され、富裕層による富裕層のための支配にほかならない金権支配 (plutocracy) へと置き換えられてしまうところに見出している。このことからわかるように、ブラウンはフーコー (Foucault, M.) の生政治の議論 (Foucault =2008) に倣って新自由主義を統治理性 (governmentality) と理解しているのであり、その観点から見れば、福祉国家の再編は新自由主義という統治理性のもとで、主体である人びとが経済の論理にしたがって人的資本へと作り変えられていくプロセスとして位置づけられることになる。

このプロセスが進められていく過程で、人びとの自由やそれを守るはずの公共サービスや社会保障もまた、それまでとは異なるものへと転換されていくことになる。ブラウンはこの点について、先程の引用文に続けて次のように述べている。

企業やマクロ経済にとって人的資本となった主体は、そうした企業や経済のニーズ、方向性、偶然に完全に縛られることになる。個人の自律と自由という古典的なりべラルの理想が、新自由主義による意思決定、主体性、責任の個人への委譲を通じて悪用され

る一方で、規制緩和によってさまざまな公共財や社会保障の供給が撤廃され、企業資本や金融資本の力が解き放たれ、古典的な 20 世紀型の労働者、消費者、選挙民の間の連帯が解体されていくにつれて、この理想は空洞化していく。それらがもたらすのは、深刻なまでに孤立し、無防備な個人であり、彼らは絶えず基本的な生活保障から脱落させられたり、それらを奪われたりする危機に瀕した状態に置かれ、資本の変動に全面的にさらされることとなる。(Brown 2016: 3)

上記の引用文において注目すべきなのは、個人の自律と自由という古くからリベラルの理想とされていた諸目標が悪用されるとブラウンが主張しているという点である。

新自由主義の影響を受けて進められた福祉国家再編における福祉サービスの選択制度やその前提となる市場原理や契約方式の導入、民営化、自己決定の重視は、確かに市民の自由を拡大するという名目のもとで導入されたわけであるが、同時に公的保障の縮小を正当化する口実にもなる。そしてなによりも、それらは選択や決定の責任が本人に割り当てられるだけではなく、その帰結についても本人に帰責されることを含意する。また、同じく新自由主義を原動力として促進されてきたグローバル化は、やはり自由の拡大を旗印として、商品のみならず資本や労働力の国際移動を活発化させたが、他方で労働法制の規制緩和を促進し、雇用のフレキシブル化やそれに伴う非正規労働者の増加、外国人労働者の流入をもたらしたほか、国内の労働者や消費者、選挙民の間に分断を生み、社会的連帯を弱体化させた。このことは、社会的連帯が果たしてきた公的保障の縮小に対する抑止力の低下にもつながっている。

換言すれば、新自由主義のもとで、人びとは以前に比べてさまざまな規制から解放されて一見すると自由になったようだが、実際にはさまざまな支援が個人の自由の拡大の名のもとに切り下げられたうえで、生活に関わる重要な選択や決定をみずから下すように仕向けられ、その帰結の責任も「負わされる」ようになったということである。ブラウンが個人の自律と自由の「悪用」という表現をしている理由はここにある²。

このようにして、いうなれば身ぐるみを剥がされた市民たちはまさしく無防備な状態に据え置かれる。かれらは生きるために否応なしに資本の要請に応えざるをえない。そのことによってこそ、経済の動向に振り回されながらも、企業や経済全体に貢献する人的資本へと人びとを作り変えることが可能になるのだ。このプロセスは、社会が求める市民像、つまりシティズンシップの形成としてもとらえられる。これを新自由主義的なシティズンシップと呼ぶのであれば、その特徴は自立 (in-dependence) ないしは自活 (self-reliance) に最大の価値を置く点にあるといえる。しかしこれは人的資本へと作り変えるうえでの前提条件にすぎない。かつての福祉国家のもとで公的制度や社会的連帯によって守られてきた市民を「解放」し剥き出しの状態にしたあと、いかにして人的資本への転換をすすめていくのか。ここで役割を果たすのが、先述の意思決定や主体性、責任などの個人への移譲 (権限委譲) であることはいうまでもない。けれども、それだけでは十分ではない。

この点に関して、ブラウンは「新自由主義的なシティズンシップは、個人を解放して自分のことは自分でやるようにさせると同時に、個々人を全体の幸福のために言説的に束縛する。つまり、国家の繁栄や経済成長への忠誠と潜在的な犠牲を求めるのである」（同：4）と述べている。ここから読み取れるのは、剥き出しの個人と化した市民が、企業や経済の要請に応え、その繁栄のためにみずからすすんで自分の身を差し出すための動機づけの必要性である。これを担うのが「責任化 *responsibilization*」である。

「責任化」とは、ブラウンによれば「政治の経済化に伴う経済行為の道德化」（同：9）を意味するとされ、社会政策に関して言えば社会の末端にいる弱い存在である市民に自活と経済行動を遂行するよう道徳的な負荷をかけることであるという（Brown =2017: 149）。そのうえでさらに次のように述べている。

責任化は、労働者、学生、貧困層、親、そして消費者を、自己管理のための精通した自己投資や起業家的戦略を追求することを道徳的な義務とする存在へと、言説や倫理の面から変換することである。また責任化は、言説において依存を否定し、生存のための集合的な資源供給を実質的に否定する一方で、個人こそが適切で完全に責任を負うべき行為者であることを求める。（Brown 2016：9）

この引用文が示唆しているとおおり、依存を否定し嫌悪する言説が流布されるなかで、市民は自己管理を徹底し、他者や公的制度に依存することなく自らの力で生活すること、そして経済活動への献身（就労）を自らに課された道徳的な（それゆえに規範性を帯びた）義務として引き受け、その遂行と帰結に対して責任を負うように要請される。これこそが責任化の意味するところであり、この責任化のプロセスを経て、市民は人的資本化されていくのだ。したがって、新自由主義的なシティズンシップは、単なる能動的なシティズンシップ（*active citizenship*）というわけではない。市民は能動的であることを求められるが、その能動性はもっぱら経済活動においてのみ発揮されることを期待されているのであり、能動的市民が本来期待されているような政治・社会への参加など公共的事柄への関与の余地はほとんどない（亀山 2022）。その意味では、経済分野にきわめて偏った形に能動性が縮減された市民が求められているのであり、それゆえそうした市民を人的資本と評しているのは正鵠を得た表現であると言えよう。

このように責任化された市民が、自己管理と自活に精を出す一方で、企業や経済の要請に応じて経済成長に資することを期待されながら自らの労働に尽力する様子は文字通り献身的である。なによりも、かれらにはそれに見合った見返りが用意されているわけではない。生存が必ずしも保障されているわけでもないのだ。そして成長に陰りが見え、経済の繁栄が損なわれれば、その責任は彼らに向けられるのである。この責任化された市民のありようを、ブラウンは「犠牲的 *sacrificial*」（Brown 2016）と評している³。

この責任化と先述の権限委譲が組み合わされることで、市民がその選択や行動の妥当性により評価され、それをもって福祉給付受給の可否も判断されるという、前節で見た今日の福祉給付の厳格化を取り巻く状況ができあがることになる。福祉制度改革を経て、福祉給付の厳格化が進められたイギリスでは、自活と就労が称賛され、それらの責任を果たした（そして、今後も果たす）と判断された者だけが支援に値するとして受給にあずかる一方で、自己管理もできず自活もままならない状態で、就労意欲もなく、経済の繁栄への貢献もないとされた者には支給停止を含む制裁や懲罰的な対応、非難が向けられていた。興味深いことに、その光景は、ブラウンが責任化された市民を描写した内容に驚くほど一致しているのだ。

権限委譲と責任化が結びついたとき、権力の社会的効果、すなわち構成され、統治される主体が、自分たちの生活と国家の生活に対して全面的に責任を負い、非難されるべき主体として構成される秩序が生み出されることになる。このような主体性と非難が結びつくことによって、個人は二重に責任を負わされることになる。すなわち、自活することが期待される一方（うまくいかないと非難され）、経済の繁栄のために資することが期待される（経済がうまくいかないと非難される）。(同：10)

責任を負わされた個人は、その能力を極度に制限する権力や不測の事態の中で、自活することを求められる。しかし、彼らはまた、全体の苦難のために非難され、さらに重要なこととして、たとえ適切に振る舞っていたとしても、全体の存続のために合法的な形で犠牲になることもある。(同：10)

両者の一致は、福祉給付の厳格化が、その背後で進行していた新自由主義による市民の責任化を多分に反映したものであることを示唆している。その意味では、福祉給付の厳格化はシティズンシップの変容を伴う形で進められてきたともいえるだろう。シティズンシップの変容は、福祉給付の厳格化を通じて確実なものとなり、市民の生活に影響を与えている。責任化は、本来、その責任を引き受けることが困難な市民にまで自活と労働への献身を求め、その結果文字通りの「犠牲」を払うことを余儀なくさせるはたらきをしている。その問題性を正しく見極めるうえで、ブラウンの議論はきわめて示唆に富んでいるといえよう。

4. おわりに

本稿では、シティズンシップの観点から、近年その傾向を強めている福祉給付の厳格化と、その背後で進行してきた新自由主義の浸透の関係について、ウェンディ・ブラウンの責任化をめぐる議論を読み解きながら検討してきた。福祉給付の厳格化と市民の責任化の間には大きな関連があることが本稿での検討から浮かび上がってきたが、これをどのように解釈すればよいだろうか。今回、福祉給付の厳格化の事例として取り上げたのはイギリスであるが、

イギリスがアメリカと並んで新自由主義の影響を強く受けた国であることに加え、現在の与党である保守党が2010年に政権を獲得して以来、失業者をはじめとする福祉受給者に対する批判的な世論を喚起するような言説を政府（しかも、あろうとことか首相や大臣）が積極的かつ意図的に作り出していた（平野 2020）⁴ こともまた、福祉給付の厳格化と市民の責任化の間の驚くべき一致を生み出した要因かもしれない。その意味では、それ以外の国々での状況も今後検討していく必要があるだろう。

いずれにしても、福祉給付の厳格化は単に財政負担の軽減を企図した制度変更ではない。むしろ、政府と市民との間の社会契約のあり方そのものを根本から覆し、その転換を図るといふ政治的な含意をもつものであり、それがもたらした社会的帰結の大きさは計り知れないものがある。したがって、今回本稿が試みたように、制度変更がなされた政治的・社会的文脈や、政府の社会政策の企図を踏まえて、シティズンシップの観点から分析することには大きな意義があると思われる。

ともあれ、責任化を経て人的資本として扱われるに至った市民の状況をいかにして打開すればよいのだろうか。福祉国家の再編を経て、すでにかつてのような手厚く寛容な保護を提供する体制は失われており、すぐにそれを取り戻すことは容易ではない。そもそもかつての福祉国家を再生することが望ましいことなのかどうかは議論の余地があり、十分な検討を要する。とはいえ、本稿での検討を活かして進めるのであれば、そうした作業の第一歩となるのは、今回取り上げたブラウンも注目した市民の責任のあり方を改めて検討することではないだろうか。これについては別稿にて検討することにした。

注

- 1) なお、2.における以下の内容は、平野（2020）の記述を要約したものであることをあらかじめお断りしておきたい。
- 2) この点に関連して言えば、新自由主義は、個人がなにものにも依存せず、干渉されない状態で自らの生を実現することを自律として捉えている。つまり「頼らずに生きること＝自立」が自律であるということだ。これは「自律の個人主義的構想（an individualistic conception of autonomy）」とよばれる立場である。この立場の問題点や自律を巡る近年の議論の展開については別稿（平野 2024）を参考のこと。
- 3) 「リーマン・ショック」とも呼ばれた2000年代末の世界金融危機後に世界各国が不況に転じ、緊縮財政の政治（Austerity Politics）が導入された際に、各国の政治家によりしばしば用いられたのが、いみじくも「犠牲の共有」という表現であった。世界金融危機は、そもそも低所得者向けの高金利の住宅ローン（サブプライムローン）の焦付きによって生じた住宅バブルの崩壊というアメリカ一国の問題が、ローンの債権が証券化され、高利回りの金融商品として世界中でヘッジファンドや投資銀行による投機的な取引の対象となっていたことで、全世界に不況が波及したものである。したがって本来は一般市民が犠牲を共有

する道理はない。それを踏まえれば、これもまた責任が末端の市民（とりわけ貧困層や低所得層の人びと）に送られ、引き受けるように道徳的に義務付けられるという責任化の議論に照らして理解するのが妥当かもしれない。

- 4) 2010年当時首相であったデイヴィッド・キャメロンは、自身の公正 (fairness) についての考え方について尋ねられた際、「その人が何に値する (deserve) かは、その人がどう振る舞う (behave) かによって決まる」と発言しているほか (Cameron 2010)、同じく当時の雇用年金相であったイアン・ダンカン＝スミスは次のように発言し、失業者に宣戦布告とも言える言葉を投げかける一方、納税者にはその意識を働かない福祉受給者に向けさせようとした (Duncan Smith 2010)。この点についての詳細は平野 (2020) を参照のこと。

われわれは仕事への障壁を取り除き、仕事にきちんと支払いがなされることを保証します。その見返りとして、われわれはあなた方に対して、就ける仕事があるときは就き、その仕事を続ける努力をするように求める権利があります。〔中略〕われわれもあなた方のために努力しますが、あなた方もまたわれわれのために努力しなければなりません。これは失業者である皆さんとわれわれの契約です。〔中略〕私はすべての納税者の方々に次のように申し上げたい。すなわち、皆様のお金は自立に向けて復帰しようとしている人びと、もしくは疑問の余地なく社会からの支援に値する人びとのいずれかに使われます。無駄に使われることはもはやありません (“No more spend or waste”)。これがイギリスの納税者である皆さんとわれわれの契約です。

文献

- Brown, Wendy (2015) *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*, Zone Books. (= 2017, 中井亜佐子訳『いかにして民主主義は失われていくのか：新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房.)
- Brown, Wendy (2016) *Sacrificial Citizenship: Neoliberalism, Human Capital, and Austerity Politics*, *Constellations*, 23(1), 3-14.
- Cameron, David (2010) *Together in the National Interest: Speech to Conservative Party Conference*, 6th October, Conservative Party Speeches.
- Clasen, Jochen and Clegg, Daniel (2007) *Levels and Levers of Conditionality: Measuring Change within Welfare States*”, Jochen Clasen and Nico A. Siegel eds. *Investigating Welfare State Change: The ‘Dependent Variable Problem’ in Comparative Analysis*, Edward Elgar Publishing, 166-197.
- Duncan Smith, Ian (2010) *Our Contract with the Country for 21st Century Welfare: Speech to Conservative Party Conference*, 5th October, Conservative Party Speeches.
- Dwyer, Peter (2004) *Creeping conditionality in the UK: from welfare rights to conditional Entitlements?*, *Canadian Journal of Sociology*, 29(2), 265-287.

- Dwyer, Peter and Wright, Sharon (2014) Universal Credit, ubiquitous conditionality and its implications for social citizenship, *Journal of Poverty and Social Justice*, 22(1), 27-35.
- Foucault, Michel (2004) *The Birth of Biopolitics: Lectures at the College de France, 1978-79* (English version translated by Graham Burchell) (= 慎改康之訳『生政治の誕生』筑摩書房.)
- Griggs, Julia and Bennett, Fran (2009) Rights and Responsibilities in the Social Security System, *Social Security Advisory Committee Occasional Paper No. 6*, Department for Work and Pensions.
- Grover, Christopher (2012) 'Personalised Conditionality': Observations on Active Proletarianisation in late Modern Britain, *Capital and Class*, 36(2), 283-301.
- 平野寛弥 (2020) 「変容するエージェンシーとシティズンシップ：イギリス福祉制度改革の分析から」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編『岐路に立つ欧州福祉レジーム：EUは市民の新たな連帯を築けるか?』ナカニシヤ出版, 302-337.
- 平野寛弥 (2022) 「福祉給付に付帯する「条件」の変容と強化：イギリスの事例から」『貧困研究』28, 4-13.
- 平野寛弥 (2023) 「イギリスにおける国家 - 市民間関係の変容：パンデミックはシティズンシップに何をもたらしたか」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編『コロナ危機と欧州福祉レジームの転換』昭和堂, 259-279.
- 平野寛弥 (2024, 近刊) 「主体と自律の「関係論的転回」とそれがもたらすもの」『社会政策』16(1), 頁は未定.
- Hood, Andrew and Oakley, Laura (2014) *The Social Security System: Long-Term Trends and Recent Changes*, Institute for Fiscal Studies.
- 亀山俊朗 (2022) 「自律と能動：社会政策におけるシティズンシップの変容」『社会政策』14(1), 24-36.
- Marshall, Thomas H. and Bottomore, Tom B. (1992) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)
- Millar, Jane, and Bennett, Fran (2017) Universal Credit: Assumptions, Contradictions and Virtual Reality, *Social Policy and Society*, 16(2), 169-182.
- Patrick, Ruth (2017) *For Whose Benefit?: The Everyday Realities of Welfare Reform*, Policy Press.
- Sage, Daniel (2012) Fair Conditions and Fair Consequences? Exploring New Labour, Welfare Contractualism and Social Attitudes, *Social Policy and Society*, 11(3), 359-373.
- Taylor-Gooby, Peter (1994) Comfortable, Marginal and Excluded: Who Should Pay Higher Taxes for a Better Welfare State?, Roger Jowell et al. eds., *British Social Attitudes: The 12th Report*, Dartmouth Publishing Company.
- Watts, Beth and Fitzpatrick, Suzanne (2018) *Welfare Conditionality*, Routledge.

【論文】

ソーシャルワーク実践の倫理的ジレンマに関する我が国の研究動向

高瀬 幸子（社会福祉学科准教授）

要旨：本研究の目的は、我が国におけるソーシャルワーク実践の倫理的ジレンマに関する研究動向から、これまでに明らかになってきたことを確認し、今後の課題について検討することである。研究方法は、主に『社会福祉学』、『社会福祉研究』、『ソーシャルワーク研究』、『社会福祉実践理論研究（現：ソーシャルワーク学会誌）』に掲載された論文を対象とした文献研究である。価値や倫理に関する文献は、1980年代後半以降にみられるようになり、海外の研究の紹介と実践報告を中心に進められた。1990年代になると実証研究も出始め、2000年代になると対象を絞ってより詳細な分析がなされるようになっていった。2010年代以降は新たな概念が提示されるなど研究の広がりが顕著であった。近年では、ソーシャルワーカーがクライアントや支援チームと対話を重ねながら倫理的ジレンマを乗り越えることが強調されてきている。

はじめに

ソーシャルワーカーは、その価値を基盤として専門の知識と技術を活用する専門職であると言われる。人々の生活が多様化し生活課題が複雑化するなか、ソーシャルワーカーに求められる知識や技術は多岐にわたり各領域に固有のものも少なくない。そのようななかで、価値は領域や方法によって大きく変わることはないソーシャルワークの共通基盤の核ともいえるだろう。たとえば Gordon（1965）は価値について「1人ひとりの発達の可能性を、生涯にわたって最大限に実現すること」と示している。しかし、これだけでは非常に抽象的で現実のソーシャルワーク実践に結びつきにくい。価値を実践につなげるための規範が倫理である。そして倫理を明確に言語化したものが専門職の倫理綱領である。倫理綱領は、専門職として成立する条件の一つとして早くから指摘されており（Greenwood, 1957）、全米ソーシャルワーカー協会（NASW）は最初の倫理綱領を1960年に定めている。南（1999）は、その後の多くのソーシャルワーク専門性の研究を踏まえたうえで、倫理綱領はソーシャルワーカーが専門職であると言えるために必要なものの一つであるとしている。

現在の我が国では、日本ソーシャルワーク連盟の各職能団体が、2014年に採択されたソーシャルワーク専門職のグローバル定義に対応して、2020年に倫理綱領を改定している。これに対応して各職能団体が新しい倫理綱領の解説も出版している（日本社会福祉士会 2022、日本ソーシャルワーカー協会 2023）。

しかし、倫理綱領はもたらされるべき望ましい結果を示しているのであって、とるべき行

動の選択を具体的に示すものではない（石田 1995）ため、ソーシャルワーク実践の現場でぶつかる倫理的なジレンマはこれによってただちに解決されるものではない。むしろ倫理綱領が倫理的ジレンマの対応に役立ったと答えたソーシャルワーカーはいなかったという報告もある（川村 2016c）。近年の社会的状況にあって、倫理的ジレンマは増幅しているとさえ指摘されている（和気 2023）。ソーシャルワークが対人援助である以上、複数の価値が関わり合い、場合によってはそれらが対立してジレンマを生じることは避けられない。倫理的ジレンマには定式化された解決法はないと言われる（田中 1999）。だからこそ、倫理的ジレンマに向き合うための不断の努力が求められるのである。

そこで本研究では、我が国におけるソーシャルワーク実践の倫理的ジレンマに関する研究動向を紐解くことにより、これまでに明らかになってきたことを確認し、今後の課題について検討することを目的とする。

方法

本研究では、わが国におけるソーシャルワーク研究の専門誌として『社会福祉学』（1960年創刊）、『社会福祉研究』（1967年創刊）、『ソーシャルワーク研究』（1975年創刊）、『社会福祉実践理論研究（現：ソーシャルワーク学会誌）』（1997年創刊）を主な対象として文献研究を行う。上記4誌を対象にCiNiiにおいて「価値」、「倫理」、「倫理的ジレンマ（ディレンマ）」の各キーワードによって検索し、出てきた論文のうちソーシャルワークに関連するものを研究対象とする。具体的には、『社会福祉学』15本、『ソーシャルワーク研究』9本、『社会福祉研究』30本、『社会福祉実践理論研究 / ソーシャルワーク学会誌』4本であるが、これらの論文に引用されている文献およびソーシャルワークの価値と倫理に関連する書籍も含むこととする。

結果と考察

倫理的ジレンマに関する研究動向について、便宜的に（1）1980年代まで、（2）1990年代、（3）2000年代、（4）2010年代以降の4期に分けて示す。各時期について研究結果とその考察を合わせて述べる形とする。

（1）1980年代まで

ソーシャルワークの領域において、倫理学が倫理的ジレンマなどの実践上の様々な課題に関わる応用倫理学に発展して関心を向けられるようになったのは1980年代初頭からであると言われている（Reamer 1993=2020, p.62）。わが国においても、1980年代までの時期にはまだ倫理的ジレンマに関する探究は進められておらず、まずは欧米における価値研究の導入から進められていった。たとえば、Bartlett（1970=1978）の「社会福祉実践の共通基盤」、Levy（1976=1983）の「社会福祉の倫理」、Butrym（1978=1986）の「ソーシャルワークとは何か」などがあいつで翻訳されている。Bartlett（1970=1978, pp.62-63）は、価値をソーシャルワ

ク実践における本質的な要素と位置づけ、そこから潜在的可能性と成長という二つの概念を導き出している。Butrym (1978=1986, pp.59-64) はソーシャルワーク実践の価値前提として、人間尊重、人間の社会性、変化の可能性の3つを挙げている。このように、ソーシャルワークにおける価値に関する海外の研究の導入が進み、倫理にも関心が向けられるようになって1986年に日本ソーシャルワーカー協会が「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を制定している。

一方で、論文の動向からみると価値や倫理に関するものは非常に限られている。土井(1988)がこの時期のソーシャルワーク倫理に関する国内研究について皆無に等しいと指摘しているとおり、1980年代前半までは見出すことができず、1980年代後半になってようやくわずかに見られるようになる。『社会福祉学』、『社会福祉研究』に掲載された1989年までの論文を確認すると、ソーシャルワーク実践の価値または倫理に関わるものは、倫理綱領に関するもの(黒川1986)とクライアント認識についてライフモデルの視点を紹介するもの(平塚1986)の2本を認めるだけである。

ただし、『ソーシャルワーク研究』においては1988年に「ソーシャルワーカーの実践と倫理」という特集が組まれており、9本が掲載されている。これらを確認すると、海外の論考を紹介する形でわが国の課題を示しているもの(土井1988、フリード1988、岡田藤太郎1988、佐藤1988)と、実践現場からの報告が中心のもの(池田・野村1988、西尾1988、小田1988、岡田誠1988、山中1988)がある。

佐藤(1988)は医療領域の倫理的原則のレベル等を参照しながら、わが国においても専門職倫理の教育と研修が必要であることを述べている。フリード(1988)は、援助を受けるかどうかをクライアント自身が決めるために、援助内容を明確にしたクライアントとの契約が重要であることを指摘している。そして、土井(1988)は、NASWの倫理特別委員会の長であったLevy, C.S.の多くの文献を踏まえたうえで、さらに海外の研究動向を注視しつつわが国において何をソーシャルワーク倫理とするかを検討する必要があるとしている。とくに、「実際のソーシャルワーク実践の中で、倫理原理が具体的にどのように反映されるのか、また、そこで起こってくる問題についても検討する必要がある」とされており、この時期には倫理的ジレンマが具体的にどのような生じるのかという点はまだ理論的な面からは議論されてきていないことがうかがわれる。

実践現場からの報告は、多様な領域にわたっている。公的扶助の領域では、専門的福祉教育を受けていない現業員が多いことと、人事管理の非専門性から倫理的問題が生じていることが指摘されている(西尾1988)。児童相談所の実践においては、判断基準がソーシャルワーカー個人に依拠している状態であり、機関内の複数人で話し合っ方針を決めることで一定の専門性と倫理が支えられている状態が報告されている(岡田誠1988)。地域福祉においては、個人情報守秘義務が課題となっている(小田1988)。思春期相談の現場では、しばしばみられる倫理的ジレンマとして、機関の方針とソーシャルワーカー個人の価値観の相違と、クライアントの自己決定に対する家族の介入をどこまで認めるかという問題の二つがあげられて

いる（山中 1988）。精神保健福祉領域からは、自己決定にかかわる葛藤、クライアントの尊厳と他の利用者の尊厳の課題、クライアントの代弁と機関の価値観の葛藤、スタッフ間の価値観の葛藤、専門職的価値観と個人的価値観の葛藤という倫理的ジレンマがあることが報告されている（野村・池田 1988）。これらの現場からの報告では、人事や資格制度などの構造的な課題と、複数の価値の葛藤という対人援助上必然的に発生する普遍的ともいえる課題の両方が混在して語られている。

1980年代までの状況を概観すると、理論的にはソーシャルワークの価値や倫理に関する海外の研究の導入が積極的にすすめられ関心が高まってきた時期といえる。時代背景としては、1987年に社会福祉士が国家資格として定められソーシャルワーク専門職として誕生したことも影響したと考えられる。国家資格が現実的なものになったものの、その実践環境はまだまだ不十分な状況で、社会福祉士が専門職としていかにあるべきかについて研究者も現場のソーシャルワーカーも改めて問い直すなかで、共通基盤の核であるソーシャルワークの価値そして倫理に目が向けられていったのであろう。Reamer（1993=2020, p.63）によると、専門職の発達プロセスでは、まず実践上の技術に関心が向けられ、その後に基盤となる価値や倫理に目が向けられるようになるという。我が国の専門職としてのソーシャルワーカーの発達段階においては、この時期がそれにあたると言えるだろう。ただし、倫理的ジレンマに関しては実践報告にとどまり、それらが実証的に分析されたり、理論と結びつけて論じられたりする段階ではなかったといえる。

(2) 1990年代

1990年代になると、引き続きソーシャルワークの価値に関する海外の研究が紹介されている（平塚 1991）が、それだけではなく実践に直接結びつくテーマとして倫理的ジレンマに関する理論研究がみられるようになってくる。さらに、現場のデータを分析した実証的な研究も出始める。

理論研究では、倫理的ジレンマに関する海外の研究の紹介だけではなく、倫理的ジレンマをどのようにとらえるか、あるいはどのように理解するかについて述べる論文がみられる。石田（1995）は、Reamer（1983）の倫理的ジレンマを評価するためのガイドラインを紹介している。高橋（1999）は、倫理的ジレンマ分析のためのアセスメントモデル4つを紹介した上で、「背景となる情報、関連のある情報を表し、倫理的葛藤を起こしている状況を表す」、「価値判断の検討を行う」、「行動を選択する」という3段階のアセスメントモデルを提案している。田中（1999）は、ソーシャルワーカーの抱える倫理的ジレンマの背景には、人を理性的自己決定が可能な存在として尊重すべきというカント哲学、個人の利益と公共の福祉のバランスをとる功利主義、構造的抑圧状態を変革する革新的アプローチの3つの哲学的基礎があると述べている。副田（1994）はソーシャルワーク実践のプロセスにおける自己決定の重要性を取り上げ、自己決定をめぐるソーシャルワーカーの倫理的ジレンマとして、自己決定の尊重と

クライアントの利益の追求の葛藤、自己決定の尊重と社会の福祉の追求の葛藤の2つの類型を提示している。その上で、ジレンマの要因を社会資源の不足、機関・組織のポリシーやルール、同僚やチームメンバーの理解の3点であると論じている。さらに秘密保持の倫理に関わるジレンマの存在も指摘している。これらの理論研究により、倫理的ジレンマが整理され、どのような価値が影響しているのかが示されている。

そして、複数の実証研究が出てくるようになる。主要なものは沖田（1994、1997、1999）による研究である。沖田は福祉事務所の現業員（沖田1994）、在宅介護支援センターの相談員（1997）、認知症高齢者の家族介護者（1999）を対象にそれぞれ倫理的ジレンマについて質的調査を実施している。福祉事務所の現業員の調査については、データが全く示されていないため考察に至った根拠が不明ではあるが、職務上の倫理的ジレンマとして、クライアントの自己決定と職有無上の判断の対立、資源配分の2つに分類できるとしている。そして、倫理的ジレンマのなかで下す決定に影響を及ぼす要素を、組織的要素（指示命令系統、職階性等）、資源的要素、臨床的要素（技術、経験、クライアントのニーズ、仲間の支援）であるとしている。在宅介護支援センターの調査においては、倫理的ジレンマが「援助の責務対資源やシステムの限界」、「クライアント中心対ケアプランの実施」、「クライアントの自己決定対専門職の判断」、「在宅介護継続への援助対施設入所申請についての検討」、「ケースマネジメントにおけるプライバシーの保護対多職種による情報の共有化」の5つに整理されている。これらに影響する要因は、社会福祉政策、機関、チーム、実践そのもの、家族介護状況の歴史的・社会的・文化的脈絡をあげている。認知症高齢者の家族介護者への調査は、クライアント家族の抱える葛藤に焦点が当てられており、援助者の倫理的ジレンマを分析した上記2つの調査とは焦点が異なる。

また、武田ら（1996）は医療機関における倫理的ジレンマのある事例を用いて、医師、看護師、ソーシャルワーカーの3職種に質的調査を行った結果を分析し、医師と看護師が医療の目的達成を重視して対応するのに対し、ソーシャルワーカーは自己決定に至るプロセスを重視していることを明らかにしている。

1990年代は倫理的ジレンマを理論的にとらえるだけでなく、実証的にとらえることも試みられ始めた時期である。とくに実証研究は、当然ながら具体的かつ詳細に倫理的ジレンマのありようを描き出している。複数の領域において調査が実施されているが、いずれにも共通するのが自己決定に関わる葛藤である。自己決定の尊重はソーシャルワーカーが大切にす原則の一つであるが、実際に支援を行う上では倫理的ジレンマが生じやすいことが示されているといえる。また倫理的ジレンマに影響する要因も多数指摘されており、それらを確認すると、倫理的ジレンマ自体はマイクロレベルの問題としてあがってきやすいが、その背景にはマイクロからマクロに至る様々な要素が絡んでいることもみえてきている。

(3) 2000年代

2000年代は、理論研究も実証研究もさらに広がりを見せる時期である。また、より実践に直結した文献もみられるようになってくる。

小松（2000）は、ストレングス視点を取り上げ、価値と倫理に検討するためには、ソーシャルワーク実践におけるパラダイム転換と関連付けて考える必要があるとしている。田川（2004）は、Banks（1995, pp.158-164）によるソーシャルワーカーの倫理的意思決定の枠組みを提示している。衣笠（2009）はソーシャルワークの価値の中でも自己決定に焦点をあてて論じている。自己決定できる強い個人をあるべき姿とする近代市民社会の主体の論理を前提にしたソーシャルワークは、自己決定できない人を排除するという構造的問題を抱えていると指摘されている。ソーシャルワークは弱い個人を強い個人へと変化させようとする、あるいは弱い個人を排除しようとする理論構造を持つのではないかと、いうのである。この点を踏まえ、衣笠（2009）はソーシャルワークが直面するジレンマを解決していくためには、「個人の尊厳を具象化する新たな価値理論の構造を提出する必要に迫られている状況にある」としている。

本多ら（2009）は複数領域の現場のソーシャルワーカーの経験から共通するジレンマとして、ソーシャルワーカーとしての価値観と個人の価値観のジレンマ、クライアントの価値観とのジレンマ、同僚の価値観とのジレンマ、他職種の価値観とのジレンマ、複数のソーシャルワーク倫理間のジレンマ、所属組織の価値観とのジレンマ、社会環境によるジレンマの7つに整理している。

沖田（2002a、2002b、2002c）は、高齢者領域のケアマネジメントに絞った研究をしている。沖田（2002a）は、海外の複数の先行研究を踏まえて高齢者ケアマネジメントにおける倫理的意思決定の過程モデルとして、倫理的ジレンマを認識する段階、ケアマネジャーが倫理的ジレンマの解決の責任が自分にある/ないと判断する段階、責任があると判断した場合は解決のために道徳的推論を行う段階、道徳的推論と実践的判断の一致を検討する段階、道徳的推論の正当化を試みる段階と提案している。ただし、これらの過程について、実際のケアマネジメント実践との適合については検討されておらず、実証は今後の課題とされている。そして、沖田（2002b）は介護支援専門員を対象とした質的調査を実施し、その結果倫理的ジレンマは「本人の自律性支援対援助する義務」、「介護サービス計画における本人対家族の不一致」、「在宅介護の継続対施設入所」、「異なる専門職間の葛藤」、「組織間関係の葛藤」、「ケアマネジメントにおける情報提供と秘密保持」、「ケアマネジャーの所属する組織との葛藤」の7類型に整理できることを明らかにしている。本多ら（2009）の示したジレンマと共通する項目が多いが、クライアントの自律性や施設入所の課題、本人と家族の葛藤が要介護高齢者領域の特徴として明らかになっている。特定の領域に焦点化した研究により、その領域に現れやすい倫理的ジレンマが明確になってきている。

また、小松（2001）はジレンマの蓄積モデルをコンピューターのソフトウェアを用いたシミュレーションを行っており、これまでの先行研究とは異なるアプローチをとる研究がみられる。

他に、ソーシャルワークを学ぶ学生に価値や倫理を伝えることに焦点を当てた文献が出てくるようになる（松川 2000、川村 2002）。川村（2002）は価値と倫理に基づく学生のソーシャルワーク演習のテキストをまとめ、その中で倫理的ジレンマについても取り上げている。

このように、2000年代は多様な研究がみられる時期である。理論研究では、新たな視点や枠組みの提示にとどまらず、これまで自明の価値とされてきた自己決定の尊重についても理論的に揺さぶりをかける試みがなされていることが注目に値するだろう。実践とのつながりでは、倫理的ジレンマの様相がさらに精緻に分析されるようになってきている。また現場のソーシャルワーク実践だけではなく、専門職の育成の視点からも倫理的ジレンマが重視されるようになってきていることもうかがえる。

(4) 2010年代以降

2010年代から現在に至る間には実証的な研究が急拡大している。これまで概観してきた通り、これまでの実証研究は主に沖田（1994、1997、1999、2002b、2002c）によって進められてきているが、この時期になり多くの研究者が倫理的ジレンマに関連する実証研究を進めている。海外の里親ソーシャルワーク（伊藤 2022）、成年後見制度（玉木 2021）、認知症高齢者（鶴浦 2013）、独立型社会福祉士（小川 2010、2011）など領域も多岐にわたっている。この時期には多くの研究がみられるが、その中で以下の3点が注目すべき知見として挙げられる。

第一に、ソーシャルワークの援助過程の中での倫理的ジレンマの発生について明らかにする研究である。染野（2015）は、援助希求性の低い独居高齢者の支援プロセスを、緊急性確認期、困難要因把握期、信頼関係構築期、状況改善サポート期、事態の好転期に分けている。この中で、困難要因把握期と信頼関係構築期にジレンマが多くみられることが指摘されている。久松（2017）は認知症高齢者の代弁プロセスにおいてジレンマが生じることを明らかにしている。「代弁に至る前段階」を経て、「代弁段階」に至って「推察した意思の代弁」後にジレンマが生じて代弁が一時停止することがあるという。2000年代までの先行研究では、倫理的ジレンマの類型や影響要因を明らかにするものが多かったが、この時期になると、援助全体の時間軸との関連が分析されるようになってきている。

第二に、倫理的ジレンマをより複雑な現象としてとらえる概念が出てきたことである。横山（2013）は母子生活支援施設における事例の分析を通して、「多次元葛藤」という概念を提示している。これまでの先行研究において倫理的ジレンマは、クライアントの自己決定と専門職の判断の葛藤、クライアント本人の意思と家族の意思の葛藤、所属組織の方針とソーシャルワーカーとしての価値の葛藤のように二項対立で類型化されてきた。これに対して横山（2013）は、ソーシャルワーカーの抱える葛藤は、単純な二項対立ではなく様々な課題が重なり合って複層的な状態になっている多次元性があることを明らかにしている。

第三に、倫理的ジレンマに向き合うにあたり、クライアントや支援者との対話の重要性が強調されるようになってきたことである。中村（2008、2016）は社会福祉の倫理の本質

を、他者と出会い、他者の眼差しから発せられる声なき声を感じる「顔の体験」であるという。南（2014）は、倫理綱領や倫理的意思決定モデルに従うことの重要性を指摘しつつ、「患者家族を取り巻くチーム全体で総合的にアセスメントした結果を本人と家族に提示して意思疎通をはかり、受けとめ聴き入れながら、揺れ動く価値葛藤の間で程よいバランスを保ちつつ、優先すべき価値は何かを明らかにし、最善の意思決定に向かうプロセスを共同進行していく」と述べている。新保（2011）は退院支援において価値の対立が生じているジレンマ事例の分析を通じて「状況的価値」を創出するプロセスを描き出している。すなわち、クライアント、家族、支援スタッフ間で相違する状況の定義を共有し、状況に応じた望ましい価値を協働して形成するのである。倫理的ジレンマに関わる意思決定に関しては、海外において提示された判断基準となりうる倫理原則やガイドラインが紹介されることが多い（石田 1995、南 2014、沖田 2002 など）。しかし新保（2011）は、「価値の優先順位が存在するのではなく、状況に応じた望ましい価値を協働して決める」としている。

以上のとおり、2010年代以降は倫理的ジレンマに関してさらに踏み込んだ研究がすすめられ新たな概念も提示されてきている。倫理的ジレンマは複雑な現象であるからこそ、ソーシャルワーカーが抱え込んで何とかするものではなく、クライアントらとの協働によって前に進めるという新たな方向性が見出されてきている。これはソーシャルワークにおいて、解決方法はクライアントの中にこそあるという見方や、クライアント自身の意味づけを重視する実践モデルが浸透してきていることともつながっているとと言えるだろう。

またこの時期は学生の教育や現任者の学びにおいて、価値と倫理がさらに重視されるようになってきていることも加えておく。西原（2016）はタテマエで終わらない倫理教育の重要性を述べている。本多（2016）は、ジレンマを乗り越えるためには実践・教育・研究のそれぞれが意識と行動を変えていく必要があるとしている。『ソーシャルワーク研究』誌では、連続4回の「講座 ソーシャルワーク実践の価値と倫理」が生まれ、倫理綱領の解説や倫理的ジレンマへの対応について述べられたうえで、価値と倫理の効果的な教授法についても提案されている（川村 2016a、2016b、2016c、2017）。星野・澁谷（2012）や川村（2021）は現場のソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの対処について、事例を用いて現実的な向き合い方を示している。倫理的ジレンマが乗り越えられないまま蓄積することは、バーンアウトにもつながる。ソーシャルワークの価値を身に着け、倫理的ジレンマに向かい合うことのできるソーシャルワーカーとなるためには、学生時代から現場に出て以降も継続して価値と倫理について学び続けることが必要であると考えられていることの表れといえる。

おわりに

本稿では、我が国におけるソーシャルワーク実践の倫理的ジレンマの研究動向を4つの時期に分けて確認した。価値や倫理に関する論文は、1980年代後半以降にみられるようになったが、この時期は海外の研究の紹介と実践報告が中心であった。1990年代になると実証研究

も出始め、2000年代になると対象を絞ってより詳細な分析がなされるようになっていった。この間、倫理的ジレンマに関してその類型化を試みる研究が数多くなされている（山中1988、池田・野村1988、沖田1994、副田1994、沖田2002b、本多ら2009）。分類の視点や対象が異なるため類型には異同があるが、いずれにも共通するのはクライアントの自己決定に関するジレンマである。クライアントの自己決定を尊重することはソーシャルワークが大切にしている原則の一つであるが、その決定がソーシャルワーカーの判断と相違するとき、クライアントの家族を始めとする周囲の者たちの意見と一致しないとき、社会的に望ましいとされるあり方と異なるときなどにジレンマを引き起こす。ソーシャルワーカーにとって常に課題であり続けているといえるだろう。

2010年代以降は、援助過程全体におけるジレンマの発生や倫理的ジレンマの多元性など、研究の広がり確認できた。そしてクライアントや支援チームと対話し、状況に応じた価値を形成することによってジレンマを乗り越えられる可能性が実証研究（新保2011）によって示された。これは倫理的ジレンマにおいて常に課題となっている自己決定にとって示唆深いといえるだろう。とくに認知症高齢者（久松2017、鶴浦2013）、成年後見制度利用者（玉木2021）、知的障害者（阿部1997）など、自己決定を行うこと自体が難しい場合に倫理的ジレンマが生じていることを示す文献が複数見られた。このような場合に、対話を重ねながら状況に応じた価値を形成していくことは、自己決定が難しい「弱い個人」を肯定する「新たな価値理論の構造」（衣笠2009）につながる可能性があると思われる。ただし、状況に応じた価値は新保（2011）が指摘するように判断基準が曖昧で不確実性の高い概念であり、その具体的な形成方法の模索は今後の課題である。

最後に本研究の限界として2点をあげておく。第一に、本研究は我が国の研究動向に限定したものである点である。国内の論文に焦点を絞ったが、当然ながらそれは海外における研究動向と無関係ではない。今後は海外の研究動向との関連を踏まえて検討を行う必要がある。第二に、タイトルやキーワードに「価値」、「倫理」、「倫理的ジレンマ」が含まれていない文献が本研究の対象になっていない点である。倫理的ジレンマはあらゆるソーシャルワーク実践に存在する。そのため、タイトル等に含まれていなくても分析の中で、倫理的ジレンマの概念が扱われている場合がある。引用されている文献をあたることによってある程度は対象になっているが、すべてを含めることはできていない。今後はこれらの文献も視野に入れて研究動向を確認していく必要があるだろう。

<引用文献>

- 阿部美樹雄 (1997) 「職員の倫理綱領と行動規範の導入—よりよい施設をめざして」『社会福祉研究』 70, pp.154-159
- Banks, S. (1995) *Ethics and values in social work*, The Macmillan Press,
- Bartlett, H. (1970) *The Common Base of Social Work Practice*, National Association of Social Workers Press (= 1976 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房)
- Butrym, Z. (1978) *The Nature of Social Work*, The Macmillan Press, (=1986 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店)
- 土井智代枝 (1988) 「『ソーシャルワーク倫理』研究について—C.S. レヴィの文献を中心に—」『ソーシャルワーク研究』 14 (2) , pp.124-130
- フリード, アン (1988) 「クライアントとの契約—ソーシャルワーク処遇過程における倫理確保としての手段—」『ソーシャルワーク研究』 14 (2) , pp.82-85 佐藤豊道訳
- Greenwood, E. (1957) Attributes of a Profession, *Social Work*, 2 (3) , pp.45-55
- Gordon, W. E. (1965) Knowledge and Value: Their Distinction and Relationship in Clarifying Social Work Practice, *Social Work*, 10 (3) , pp.32-39
- 平塚良子 (1986) 「社会福祉におけるクライアント認識に関する一考察 : 転換期における『価値』からの視点」『社会福祉学』 27 (2) , pp.75-102
- 平塚良子 (1991) 「ソーシャルワークの価値に関する試論的展開—ソーシャルワークの価値をめぐる諸見解の考察を通して—」『社会福祉学』 32 (2) , pp.105-128
- 本多勇 (2016) 「社会福祉の現場における倫理的ジレンマをどう乗り越えるのか」『社会福祉研究』 127, pp.46-54
- 本多勇・木下大生・後藤広史・國分正巳・野村聡・内田宏明 (2009) 「ソーシャルワーカーのジレンマ」筒井書房
- 星野晴彦・澁谷昌史編 (2012) 『Q & A でわかるソーシャルワーク実践—ジレンマを克服し、困難を乗り越える考え方、関わり方』明石書店
- 池田和彦・野村豊子 (1988) 「ソーシャルワーク実践過程における知識と価値観の区別についての一試論—精神科ハーフウェイハウスの事例を基に」『ソーシャルワーク研究』 14 (2) , pp. 99-105
- 石田敦 (1995) 「ソーシャルワーク実践における倫理的葛藤の問題」『社会福祉研究』 64, pp.103-108
- 伊藤嘉余子 (2022) 「スコットランドにおける里親ソーシャルワークの価値と実践—里親支援ワーカーインタビューの分析からの考察—」『社会福祉学』 63 (1) , pp.14-29
- 川村隆彦 (2002) 『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』中央法規出版
- 川村隆彦 (2016a) 「ソーシャルワーク実践の価値と倫理 (1) 倫理綱領への基礎的理解」『ソーシャルワーク研究』 42 (1) , pp.38-43

- 川村隆彦 (2016b) 「ソーシャルワーク実践の価値と倫理 (2) 倫理綱領への基礎的理解その2」『ソーシャルワーク研究』42 (2), pp.122-128
- 川村隆彦 (2016c) 「ソーシャルワーク実践の価値と倫理 (3) 現場での倫理的ジレンマの課題と対応」『ソーシャルワーク研究』42 (3), pp.200-205
- 川村隆彦 (2017) 「ソーシャルワーク実践の価値と倫理 (4) 価値と倫理の教育法への提案—倫理綱領改定に向けた課題—」『ソーシャルワーク研究』42 (4), pp.278-284
- 川村隆彦 (2021) 『ソーシャルワーカーが葛藤を乗り越える10のエッセンス』中央法規出版
- 衣笠一茂 (2009) 「ソーシャルワークの『価値』の理論構造についての一考察—『自己決定』が持つ構造的問題に焦点をあてて—」『社会福祉学』, 49 (4), 14-26
- 小松源助 (2000) 「ソーシャルワーク研究における価値と倫理に関する諸問題—ストレングズ視点からの考察—」『ソーシャルワーク研究』25 (4), pp.242-248
- 小松聖司 (2001) 対人援助従事者の葛藤やジレンマに関する考察—葛藤やジレンマの蓄積に関するモデルの構築とシミュレーションによる検証—『社会福祉学』42 (1), pp.23-33
- 黒川昭登 (1986) 「社会福祉実践における『価値』の問題—日本ソーシャルワーカー協会倫理綱領から」『社会福祉研究』39, pp.13-18
- Levy, C. S. (1976) *Social Work Ethics*, Human Sciences Press (=1983 ヴェックハウス訳『社会福祉の倫理』勁草書房)
- 松川敏道 (2000) 「知的障害者施設での体罰問題を題材とした実習教育の試み—価値を伝える教育の在り方」『社会福祉実践理論研究』9, pp.139-148
- 中村剛 (2008) 「社会福祉における倫理—福祉原理試論—」『社会福祉学』49 (1), pp.5-17
- 中村剛 (2016) 「社会福祉における倫理の本質と内容」『社会福祉研究』127, pp.21-28
- 南彩子 (1999) 「わが国における医療ソーシャルワーカーの専門職としての条件についての検討—米国との比較から」『天理大学学报』51 (1), pp.141-154
- 日本社会福祉士会 (2022) 『三訂 社会福祉士の倫理—倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版
- 日本ソーシャルワーカー協会 (2023) 『よくわかるソーシャルワーカーの倫理綱領』学文社
- 西原雄次郎 (2016) 「専門職養成における社会福祉の倫理の位置と教育のあり方」『社会福祉研究』127, pp.38-45
- 西尾祐吾 (1988) 「公的扶助ソーシャルワークにおける専門職倫理の現状と課題」『ソーシャルワーク研究』14 (2), pp.106-111
- 小田兼三 (1988) 「地域福祉推進にあたっての個人情報とプライバシー保護の問題—西宮市の緊急通報ネットワークにおける『意見書』をめぐって」『ソーシャルワーク研究』14 (2), pp.117-123
- 小川幸裕 (2010) 社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究—独立型社会福祉士へのインタビューから—『北海道地域福祉研究』14, pp.23-29

- 小川幸裕 (2011) 狭間課題への対応と対価確保のジレンマ形成プロセスに関する実証的研究—独立型社会福祉士の活動を通して—『北海道地域福祉研究』15, pp.41-51
- 岡田誠 (1988) 「児童ソーシャルワークにおける専門職倫理の現状と課題—児童相談所の実践を通じて—」『ソーシャルワーク研究』14 (2), pp.112-116
- 岡田藤太郎 (1988) 「ソーシャルワークにおける価値の問題」『ソーシャルワーク研究』14 (2), pp.76-81
- 沖田佳代子 (1994) 「福祉事務所のワーカーの倫理的ディレンマに関する研究—Grounded Theory Approach を通じて—」『社会福祉学』35 (2), pp.48-63
- 沖田佳代子 (1997) 「ケースマネジメントにおける倫理的ディレンマ—在宅介護支援センター相談員への面接から—」『社会福祉研究』69, pp.107-115
- 沖田佳代子 (1999) 「痴呆性高齢者の介護における倫理的諸問題—家族介護者による自由記述回答の内容分析—」『社会福祉学』40 (1), pp.190-208
- 沖田佳代子 (2002a) 「高齢者ケアマネジメントにおける倫理的意思決定—ソーシャルワークにおける道徳的推論の適用に関する議論からの一考察—」『社会福祉学』42 (2), pp.150-160
- 沖田佳代子 (2002b) 「介護サービス計画の決定作成における倫理的ディレンマ—ケアマネジャーに対する訪問面接調査から—」『社会福祉学』43 (1), pp.80-90
- 沖田佳代子 (2002c) 「ケアマネジメントにおける倫理的ディレンマの経験に関する研究」『社会福祉実践理論研究』11, pp.1-10
- Reamer, F. G. (1983) Ethical Dilemmas in Social Work Practice, *Social Work*, 28 (1), pp. 31-35
- Reamer, F. G. (1993) *The Philosophical Foundations of Social Work*, Columbia University Press (=2020 秋山智久監訳『ソーシャルワークの哲学的基盤』明石書店)
- 佐藤豊道 (1988) 「ソーシャルワーカーの実践と倫理」『ソーシャルワーク研究』14 (2), pp.86-90
- 新保祐光 (2011) 「利用者と専門職の協働による合意形成—『状況的価値』形成を目的とした退院支援—」『社会福祉学』51 (4), pp.43-56
- 副田あけみ (1994) 「社会福祉援助実践における価値と倫理」『人文学報』10, pp.1-60
- 染野享子 (2015) 「自ら支援を求めない独居高齢者への地域を基盤としたアウトリーチ実践プロセス—地域包括支援センターのセンター長、管理者を焦点とした質的分析—」『社会福祉学』, 56 (1), pp.101-115
- 高橋恭子 (1999) 「ソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマについての一考察—アセスメントモデルを活用して—」『ソーシャルワーク研究』25 (1), pp.47-53
- 武田加代子・南彩子・杉本照子 (1996) 「ソーシャルワーク実践における価値—医師・看護婦・ソーシャルワーカーの比較調査から—」『社会福祉学』37 (2), pp.101-115
- 玉木千賀子 (2021) 「成年後見制度等における身上保護, 意向確認・意思決定支援—ソーシャルワークの価値を基盤とした実践の重要性—」『ソーシャルワーク研究』47 (3),

pp.239-245

- 田川佳代子（2004）「ソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題」『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』 53, pp.89-106
- 田中尚（1999）「ソーシャルワーク実践における価値のジレンマを巡る課題（1）—ソーシャルワーク実践における価値論の変遷から—」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』 2（1）, pp.61-68
- 鶴浦直子（2013）「介護サービスにおける認知症高齢者の権利擁護をめぐるジレンマ—ソーシャルワーク実践との接点からの考察—」『老年精神医学雑誌』 24（6）, pp.545-552
- 和気純子（2023）「社会福祉における人権と価値の位置づけ—倫理的ジレンマと課題への対処を巡って—」『月刊福祉』 106（9）, pp.12-17
- 山中京子（1988）「ソーシャルワークにおける生命及び性の価値観と職業倫理—思春期妊娠相談をめぐる展開—」『ソーシャルワーク研究』 14（2）, pp.91-98
- 横山登志子（2013）「虐待問題を抱える母子の生活支援における『多次元葛藤』—支援者の経験的側面からみた子ども虐待の状況特性—」『社会福祉学』 54（3）, pp.16-28

Trends in Research on Ethical Dilemmas in Social Work Practice in Japan

Sachiko Takase

Abstract : The purpose of this study is to confirm what has been revealed so far from the research trends on ethical dilemmas in social work practice in Japan, and to consider future challenges. The research methodology primarily consists of a literature review targeting papers published in "Japanese Journal of Social Welfare", "Social Welfare Studies", "Studies on Social Work" and "Japanese Journal of Social Work Practice (currently: Journal of Japanese Society for the Study of Social Work)". Papers on values and ethics began to appear in the late 1980s, mainly focusing on introducing overseas research and practical reports. In the 1990s, empirical research started emerging, and in the 2000s, more detailed analyses were conducted with a narrower focus. Since the 2010s, there has been a significant expansion of research, including the introduction of new concepts. In recent years, there has been an emphasis on social workers overcoming ethical dilemmas through dialogues with clients and support teams.

2023 年度 大学院論文リスト

氏 名	コース	タ イ ト ル	指導教員
2023 年 9 月 修了			
ZHOU SHITING (シュウ シテイ)	研究者養成 プログラム	インクルージョンの視点から見た障害児 支援—放課後の実践事例を中心に	笠原 千絵
2024 年 3 月 修了			
坂田 恵美	高度福祉専門職 養成プログラム	矯正施設の新拘禁刑時代における新たな 処遇の実現に向けて—改善更生処遇の課 題とソーシャルワークの可能性について の一考察	大塚 晃
ZHOU ZHAOHUI (シュウ チョウエ)	研究者養成 プログラム	中国と日本における虐待としつけの認識 に関する検討—近代家族イデオロギーの 視点から—	新藤 こずえ
曾我 晶子	高度福祉専門職 養成プログラム	居宅サービス利用者の移行期における訪 問介護員と移行先機関との情報連携の状 況とその課題に関する研究—「生活の継 続性」を見据えた視点からの考察—	高山 恵理子
LIANG ZHOU (リョウ シュウ)	高度福祉専門職 養成プログラム	外国人女性移住者の子育て困難と支援に 関する研究—中国人母親へのアンケート 調査より—	新藤 こずえ

学 内 往 来

「上智大学社会福祉研究」第48号をお届けいたします。本号では、笠原教授、そして新たに着任した平野寛弥准教授、高瀬幸子准教授の論文を掲載いたしました。

2023年度、COVID-19は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」における類型が2類より5類に移行しました。講義形態をはじめとした大学運営はパンデミック以前に戻り、学生達の活気あふれる姿がキャンパスに戻ってまいりました。

社会福祉学科では、2023年度4月より、平野寛弥准教授、そして高瀬幸子准教授が着任いたしました。本紀要に論文をお寄せいただきました。是非ご一読ください。また、2022年度に着任された大塚晃特任教授が2024年3月に退任されました。学科への御貢献に深く感謝申し上げます。

学生については、学部においては58名が卒業、大学院は4名が修了いたしました。学部卒業生の多くは、コロナパンデミックが起きた2020年に入学した学生となります。入学当初より、講義の在り方が変則的であったり、大学での学生同士の交流が制限される等、想定していなかったことを多く経験した皆さんです。そのような中でも、自身の将来に向けて力強く歩みを進めている姿に、教員の方が勇気をいただいています。稀有な経験をしたからこそ、今後の人生が豊かなものとなるとともに、そのような豊かな社会の構築のために貢献される人となることを心から願っています。

編集代表 高山 恵理子